

第1回

令和3年度 世田谷区放課後児童健全育成事業の運営方針検討委員会 次第

令和3年12月21日
第1庁舎141会議室

1 開 会

2 内 容

(1) 新BOP事業について

資料1-1、2

(2) 新BOP事業の喫緊の課題解決に向けた取り組みについて

資料2

(3) 放課後児童健全育成事業の運営方針の検討について

・「世田谷区放課後児童健全育成事業の運営方針」の

資料3-1

考え方・作成のプロセス・支援の質確保のための手法等について

・世田谷区放課後児童健全育成事業の運営方針 イメージ

資料3-2

(4) 学童クラブ登録児童及び保護者へのアンケートの実施について

資料4-1、2

3 その他

4 閉 会

配付資料

参考資料①：世田谷区放課後児童健全育成事業の運営方針検討委員会 設置要綱

参考資料②：世田谷区放課後児童健全育成事業の運営方針検討委員会 名簿

参考資料③：放課後児童クラブ運営指針

資料1-1：世田谷区 『新BOP』事業について

資料1-2：新BOPのご案内（新入生向け）

資料2：新BOP事業の喫緊の課題解決に向けた取り組みについて

資料3-1：「世田谷区放課後児童健全育成事業の運営方針」の考え方・作成の
プロセス・支援の質確保のための手法等について

資料3-2：世田谷区放課後児童健全育成事業の運営方針 イメージ

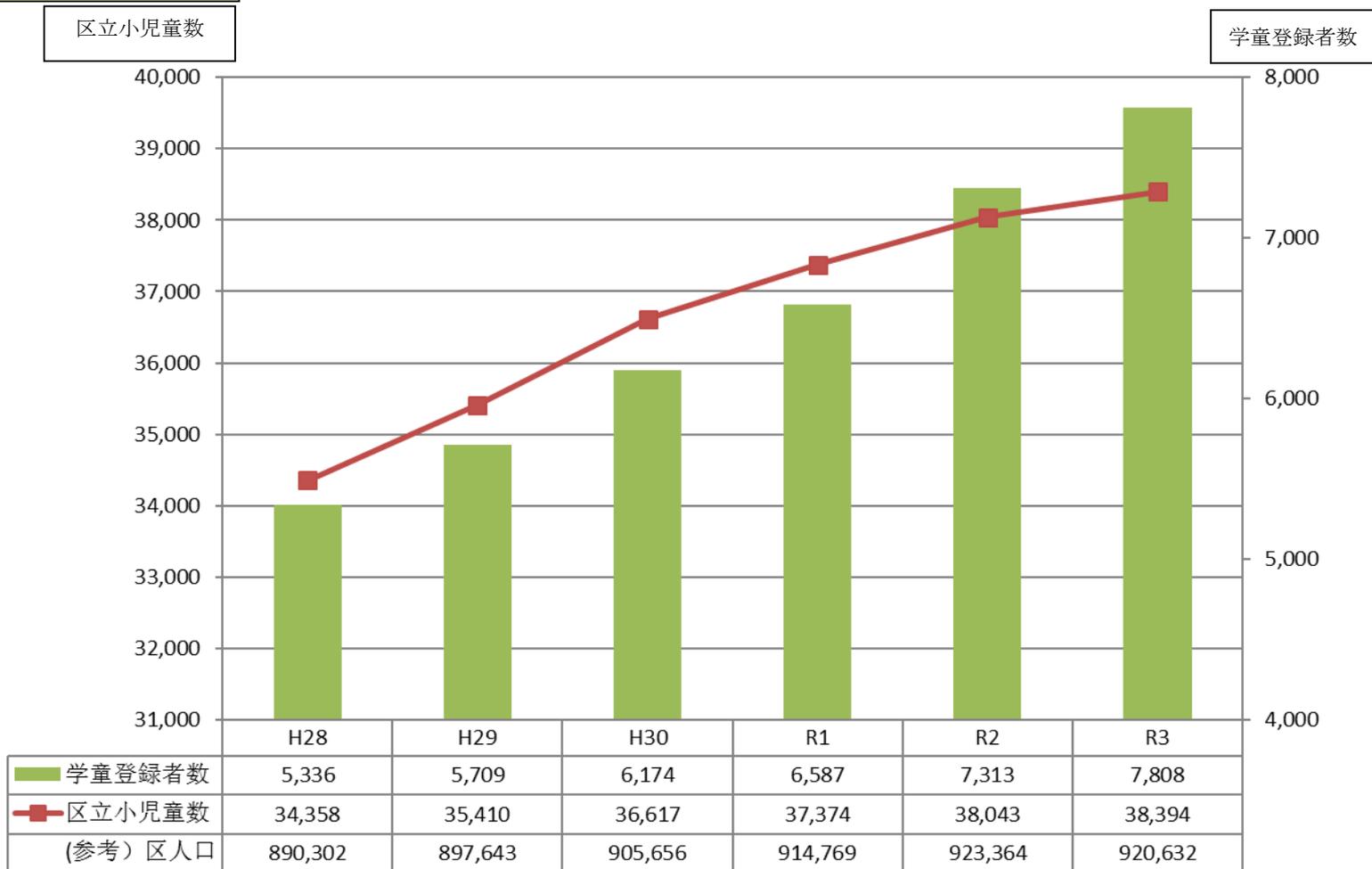
資料4-1：アンケートの方向性・内容検討に向けて

資料4-2：令和2年9月実施 保護者アンケート

世田谷区の新BOP事業

I 世田谷の現状

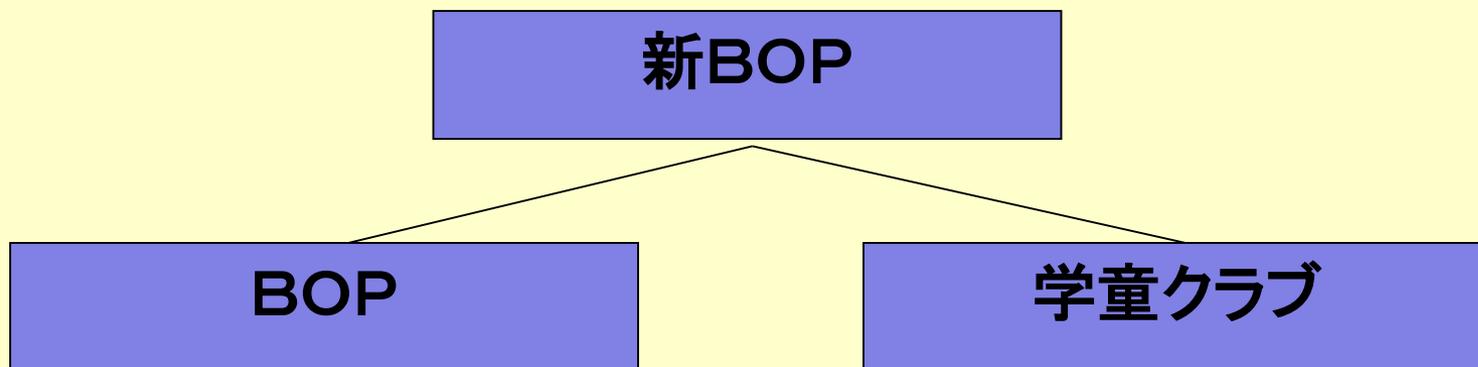
児童数推移



※いずれも5月1日現在の数値

II 新BOP事業について

新BOPとは、遊びを通じて異年齢児間の交流を促進し、児童の健全育成を図るBOP事業と、児童福祉法に基づく学童クラブ事業を統合した事業です。



BOP — Base Of Playingの略称
遊びの基地

III BOP導入の経緯

子ども達の身近な所に安全な遊び場を確保することを目的に昭和29年より小学校の校庭開放事業(後に遊び場開放事業)を開始。昭和53年に区立小学校62校で実施

遊び場開放事業 日曜、祝日等の学校休業日に区立小学校の校庭を子どもの遊び場として開放する事業。運営は、地域住民、保護者等からなる運営委員会が行う

遊び場開放事業の経験から、遊びを通した子ども達の放課後対策の充実が重要であることから平成6年に「児童の放課後遊び場対策検討委員会」を設置し放課後の遊び場について検討

「児童の放課後遊び場対策検討委員会」の検討結果に基づき、子どもにとって身近で、安全な場所である学校施設を活用し、保護者や地域の協力を得ながら、放課後の遊びの場を確保するBOP事業を平成7年度より8つの区立小学校で開始

IV BOP—目的・設置数・運営

目 的

小学校施設を利用して「遊び場」を確保し、遊びを通じた異年齢児間の交流を促進することによって、子ども達の創造性・社会性を養い児童の健全育成を図る。

設置数

平成7年度 8校 平成8年度 16校 平成9年度 16校
平成10年度 6校
※平成11年度以降は新BOPとしての設置となる。

運 営

遊び場開放運営委員会に委託

V BOP—活動場所・対象・活動内容

活動場所

小学校の教室または教室に相当するスペースをBOP室として使用。他に校庭、体育館等の学校施設を学校の運営に支障が無い範囲で使用

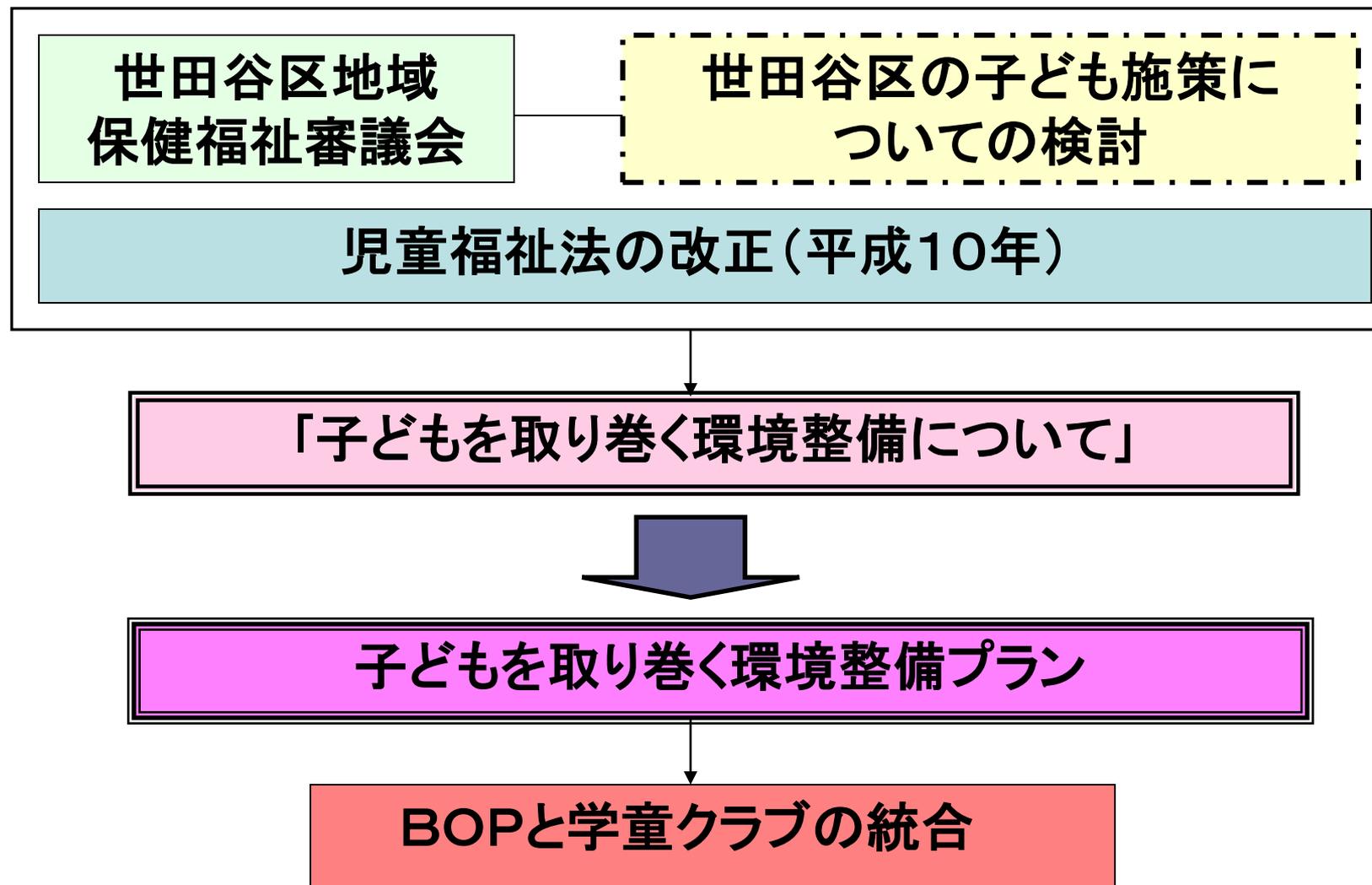
対 象

在校の児童で、保護者の了解を得て登録を行った児童。
約8割の在校児童が登録

活動内容

運営体制—事務局長、指導員、プレイングパートナー
活動場所で子ども達が自由に遊ぶことが基本

VI BOPから新BOPへ①



VI BOPから新BOPへ②

学童クラブ待機児童
の増加への対応

全ての小学生を対象にした
総合的な放課後対策

- 子どもの立場・・・学童クラブの児童も学童クラブに通わない児童も一緒に遊べる場／子ども達の遊び・交流の広がり
- 保護者の立場・・・学童クラブ待機児童の解消
- 効率的な事業運営・・・類似事業の機能統合
- 安全・安心の確保・・・学校から学童クラブ施設への移動の解消

BOPと学童クラブを統合した
新BOP事業を平成11年度から開始

11年度(4校) 12年度(13校) 13年度(13校) 14年度(13校)
15年度(10校) 16年度(9校) 17年度(2校)
平成17年度より、区立小学校全校で実施

VI BOPから新BOPへ③

新BOP導入時の課題

- 教育領域・福祉領域における児童指導・育成の考え方の違い
- 実施場所が学校のため、施設管理者である学校側の負担感

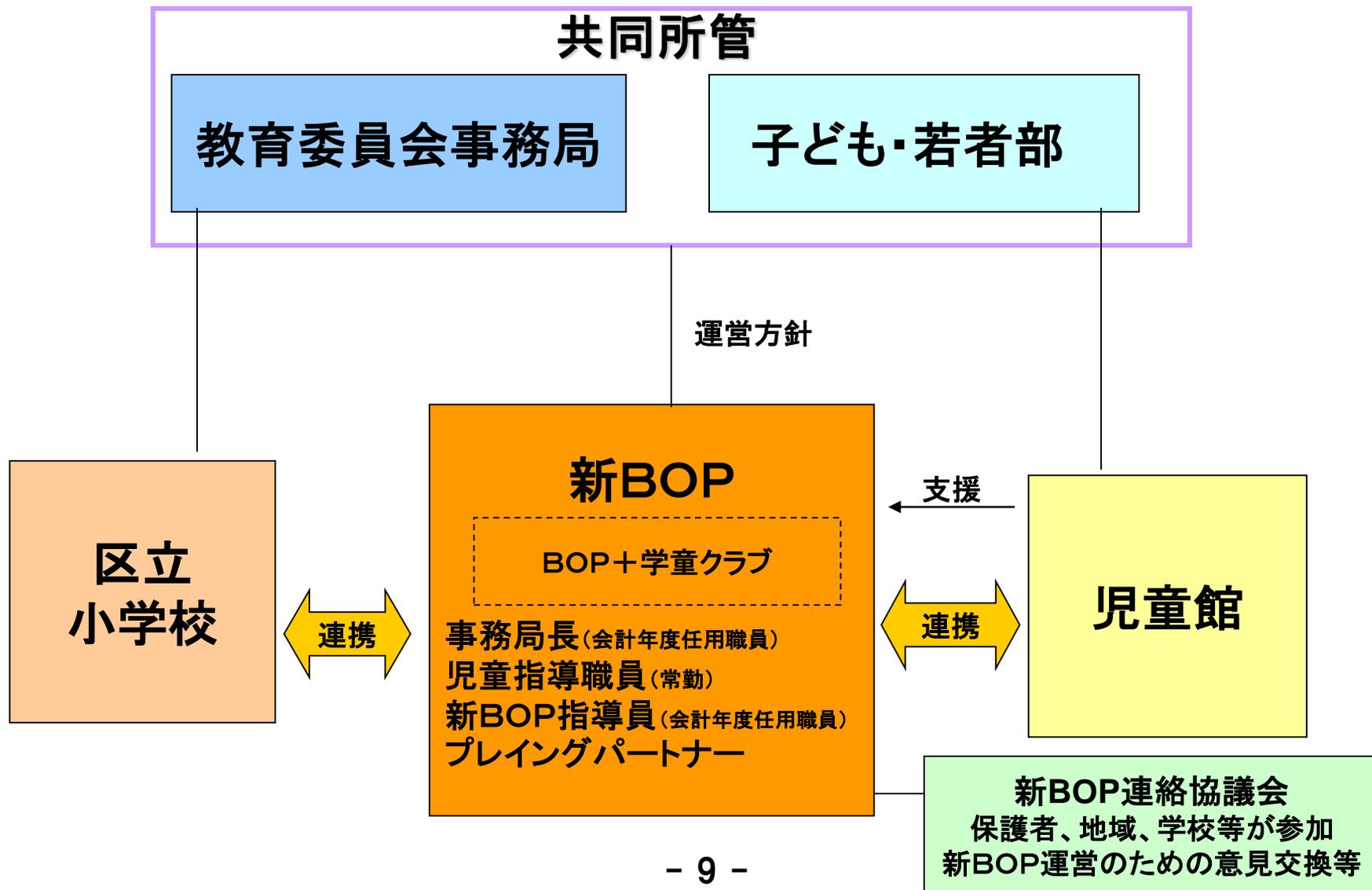


事務局長が調整することで緩和

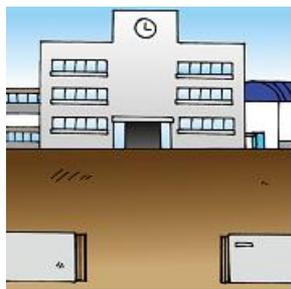
☆具体的には

- 学校の教育方針の確認⇒新BOPの育成方針へ反映
- 連絡協議会の実施⇒新BOP、学校、地域(保護者)との情報共有
- 児童情報の日常的な交換(アレルギー対応など…)

VII 新BOP運営一運営体制



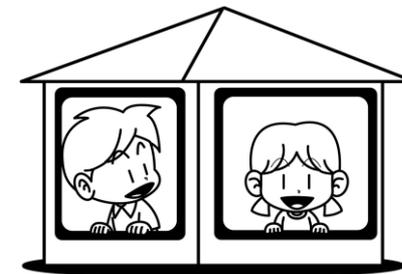
VII 新BOP運営—学校との連携



学校



新BOPの運営にあたっては
学校との連携が重要



新BOP

施設の使用	学校に支障のない範囲で校庭、体育館、図書室等を新BOPで使用
施設の共有	特別教室、ランチルーム、トイレ、昇降口等の施設を共有して使用
防災・防犯	防災、防犯訓練を学校と新BOPが共同で実施
事故対応	重大な事故については、学校へ報告を行うとともに、学校と新BOPで共同して対応
情報交換	学校と新BOPで随時必要な情報の交換を行っている

VII 新BOP運営—児童館との連携

児童館との連携

世田谷区は、地域の子育て・子ども成長支援の拠点機能を持つ児童館(区立25館)が、61校の新BOPを管轄し、新BOP事業の運営支援にあたっている。

また、新BOP事業導入前は、児童館が学童クラブを運営をしていた関係から、児童指導職員(常勤職員)は児童館にも所属する職員となっている。

- 新BOPの児童指導職員(常勤職員)及び児童館長は、子ども・若者部と教育委員会事務局の兼務辞令が発令されている。
- 児童館長は新BOPの円滑な運営のために新BOPの運営指導にあたる。
- 新BOP連絡協議会の事務局を新BOP事務局長と児童館長が合同で実施している。
- 児童館長・事務局長会議を定期的 to 実施し、情報共有・連携を図っている。

新入生保護者の皆様へ

ボ ッ プ 新BOPのご案内

世田谷区が実施している小学生の放課後健全育成を目的とした「新BOP事業」について、ご案内します。

新BOPとは……

少子化の進行や女性の社会進出等、子どもを取り巻く環境は大きく変化しています。こうした中で、子どもの健全育成を図るには、子育て家庭への支援とともに、子どもの居場所を確保し、自由な遊びや体験・交流の場や仕組みを充実していく必要があります。そこで、世田谷区では「BOP」と「学童クラブ」を統合した「新BOP事業」を実施しています。



■新BOPのあらまし

機能 内容	新BOP (BOPと学童クラブを統合したもの)	
	BOP (Base Of Playing : 遊びの基地)	学童クラブ
目的	小学校の施設を活用して、子どもたちに安全・安心な遊び場を提供し、異なる年齢の子どもたちが共に遊ぶ中で、創造性・自主性・社会性を養い、健全育成を図ります。	保護者が働いていたり、病気などのため、放課後に家庭で保護・育成にあたることのできない世帯の小学校低学年の児童に、健全な遊びや安全な生活の場を提供し、一人ひとりがのびのびと安心して過ごせるよう配慮し、心身の健やかな発達を促します。
対象	参加を希望するその区立小学校の児童	区内在住または区立小学校在籍の小学校1～3年生で、保護者が就労・病気等により、放課後の保護・育成にあたれない家庭の児童。ただし、心身の発達等により、個別的配慮が必要な状態にある児童は6年生まで。
実施日	日曜・祝日・休日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除き通年実施 ※新1年生の参加は、BOPは概ね5月の連休明けから、学童クラブは4月1日から	
活動場所	全区立小学校内	
時間	放課後～17:00（夏季:3月～9月） 放課後～16:30（冬季:10月～2月） ※学校休業日の開始時間は、各新BOP事務局にお問い合わせください。	放課後～18:15 学校休業日は 8:15～18:15
申込方法	各校の新BOPで随時受付 （4月以降に登録手続き）	各校の新BOPへ申請書と就労証明書等を提出。 審査のうえ決定（申請時期：12月中旬）
定員	原則として設けない	
利用料	なし	月額5,000円（おやつ代を含む）（別途申請による免除制度あり）
おやつ	なし	あり（土曜日のおやつは持参）
お弁当	昼食の時間は原則として帰宅	学校休業日等、給食がない日はお弁当持参
出欠確認	児童名簿一覧による出欠確認 （新1年生の利用開始時は参加カードによる確認）	児童名簿一覧による出欠確認及び連絡帳

■新BOPではどのような活動を行うのですか？

活動の中心は児童の自主的な「遊び」です。校庭で一輪車やサッカー、体育館でミニバスケット、室内で読書、手作り工作など、児童自身のアイデア、自主性を支援し、ルールを守りながら、多彩な活動を行っています。児童の自主性・自発性を尊重しながら、安心して楽しい時間を過ごせるよう、新BOPスタッフがサポートします。

■毎日参加するのですか？

BOPは、ご家庭で話しあい、遊びたい日、遊びたい時間を決めたいうえで、自由に参加、帰宅します。

学童クラブは、毎日出席することが原則になりますので、出席しない日は事前に連絡をいただくことになります。出席した日は、連絡帳で指定いただいた時間で帰宅します。

■1日をどのように過ごしますか？

ある新BOPの1日の流れをご紹介します（夏季期間の場合）。

	BOP	学童クラブ	
授業終了	ランドセルを持って新BOP室へ。		
	自由遊び、活動等の時間です (帰る時間は自分で決めます)	・学童児童は連絡帳を提出して帰宅時間を確認します。 (出席予定の児童が来ない場合は保護者に連絡します。) ・自由遊び活動等の時間	
		15:30	学童児童はおやつ（間食）の時間です。
		17:00	学童児童は室内で静かな遊び、読書などの時間です。
18:15	学童クラブ終了。同じ方向のお友達と一緒に帰ります。 (お迎えがある児童は、保護者と一緒に帰ります。)		

■新BOPに登録するにはどうしたらよいですか？

BOPは、4月以降に各校の新BOPで登録募集のご案内を配布します。

学童クラブは、新BOPで入会申請を受け付けています。（令和3年度4月入会の一斉受付は終了しました。現在も随時受け付けていますが、4月入会ができないことがあります。入会をご希望の方は、できる限りお早めにご申請ください。）募集案内や入会申請書・就労証明書等は、各新BOP学童クラブ、各児童館、区役所児童課で配布しているほか、世田谷区のホームページからもダウンロードできます。（区のホームページ＞目次から探す＞子ども・教育・若者支援＞子ども・青少年・若者支援＞放課後の子どもの居場所（新BOP）＞令和3年度 新BOP学童クラブ児童募集案内）

■ケガをしたときの対応は？

児童のケガには原則として新BOPスタッフが対応しますが、ケガの程度に応じて医療機関へ連れて行くなど適切な処置を行うとともに、保護者へ連絡します。なお、新BOPでは、児童を対象に傷害保険に加入しています。補償内容は通院1日につき1,500円などです。

■その他

新型コロナウイルス感染拡大の状況等により、BOP及び学童クラブを急遽休止する場合がございますので予めご了承ください。



■問い合わせ先 世田谷区役所

学童クラブに関して 子ども・若者部 児童課 電話5432-2308

BOPに関して 教育委員会事務局 生涯学習・地域学校連携課 電話5432-2739

新BOP事業の喫緊の課題解決に向けた取り組みについて

1. 主旨

区では、全区立小学校の施設を利用して、遊びを通じて異年齢児童の交流・創造性・社会性・自主性を培うBOPと学童クラブを統合した事業として、新BOP事業を実施してきたが、子どもの数及び小学校の学級数の増加、保護者の働き方の変容等、子どもを取り巻く状況が大きく変化してきた。

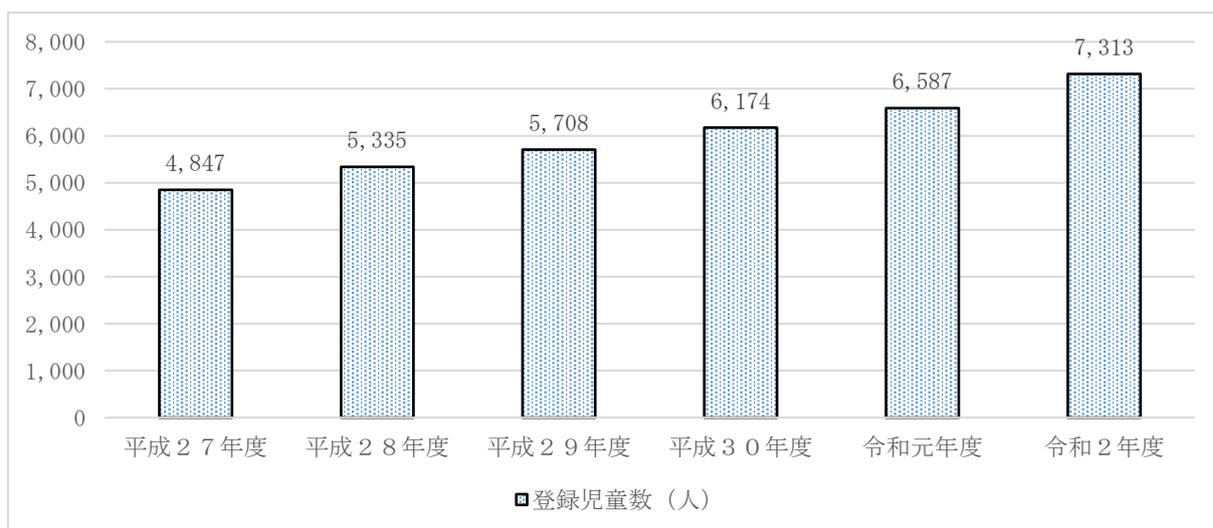
平成26年度以降、新BOP事業のあり方を中長期的な視点で検討してきたが、喫緊に対応すべき課題（狭隘化、大規模、多様化する子ども・保護者の要望への対応）を解決するため、現行の新BOP事業を基本にしつつ、取り組みを進める。

2. 新BOP事業における現状

(1) 新BOP学童クラブ登録児童数の増加（図表1参照）

国の少子化と相反する傾向として、区では平成21年からの約5年間、0歳から5歳の子どもの数が、毎年1,000人近く増える状況が続き、新BOP学童クラブの児童登録者数は平成27年から令和2年までの5年間で、4,847人から7,313人と全体で2,466人増加した。令和3年5月現在、120人以上の登録者数となる新BOP（「大規模」^{※1}と判断される新BOP）の数は全61校中34校で、登録者数200人前後となる「超大規模」な新BOPも複数ある。

【図表1. 新BOP学童クラブ登録児童数】



※1：区条例（「世田谷区放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例」）では、一支援単位の利用者数は、おおむね40人以下と規定している。新BOP学童クラブを適正に運営できる規模は、原則として2支援単位（利用者数おおむね80人以下、利用率から換算し登録者数120人以下）までとする。

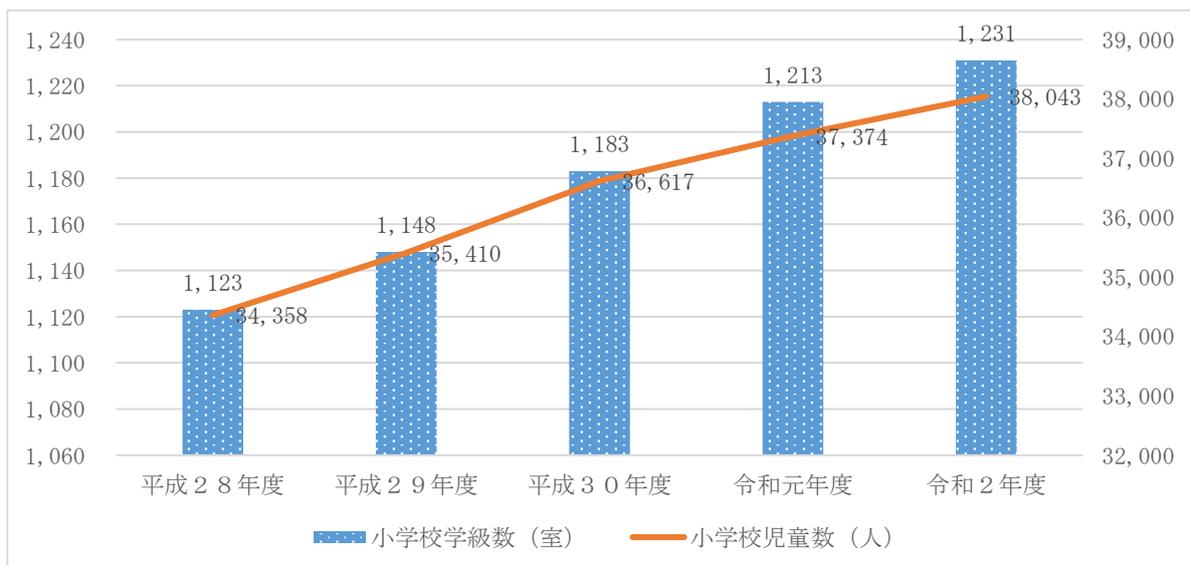
(2) 小学校内のクラス数の増加（図表2参照）

小学校では、児童数の急増によりクラス数が増加し、特別教室等を普通教室化し

てきた。新BOP学童クラブでは、放課後児童健全育成事業の基準である「児童一人につきおおむね1.65平方メートル以上」を確保するため、新BOP室に加え、校内の校庭、体育館、ランチルーム、多目的室、会議室、図書室、特別教室、普通教室以外のスペース利用を学校と連携し実施してきたが、今後、国が定める35人学級への対応も必要となり、年々、活動スペースの確保が難しい状況（狭隘化）となっている。

現状では、来年度以降の1.65平方メートル以上の確保が難しい状況が見込まれている。

【図表2. 小学校のクラス数】

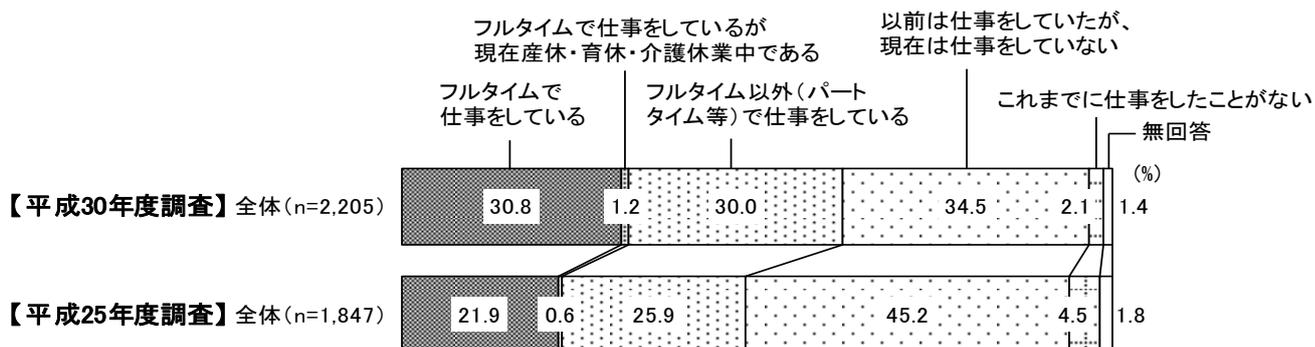


(3) 保護者の働き方の変容に伴うニーズへの対応 (図表3参照)

区の就学児童保護者調査では、フルタイムで働く母親の割合は、平成25年度の21.9%から平成30年度は30.8%と約9%増加した。また、学童クラブ保護者アンケートでは、約40%の保護者が現行の18時15分終了では子どもの帰宅に間に合わない可能性を有しており、就学前の延長保育からのスムーズな移行も可能となることや、令和元年度から2年間の時間延長モデル事業において一定のニーズが確認できたことから、時間延長については引き続きの検討課題となっている。

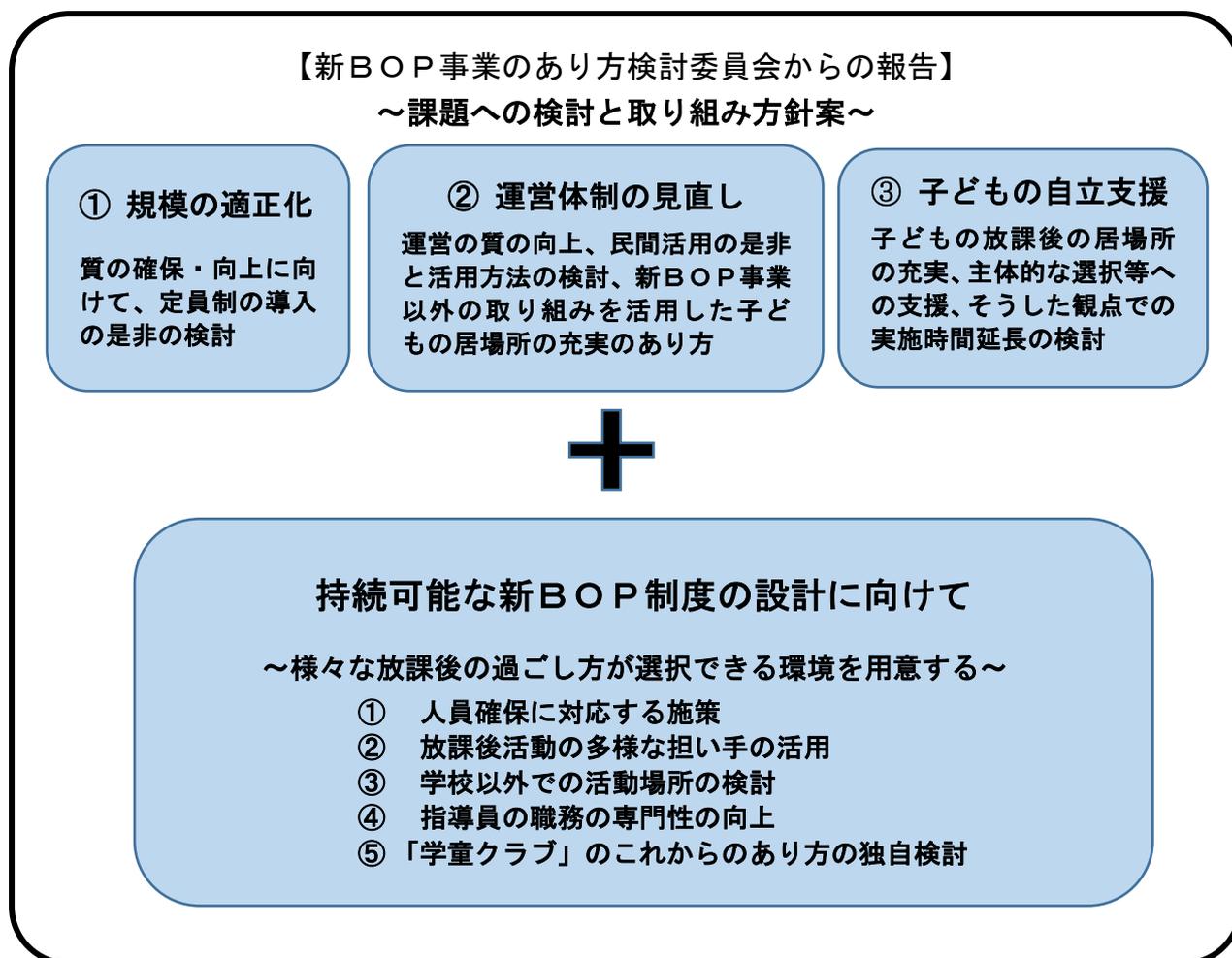
その他、保護者ニーズでは、安全に過ごせる、学習の時間が取れる、職員配置の手厚さ、学校や家から近いことなどが優先度の高い条件としてあがっている。

【図表3. 就労状況 (母親) 経年比較】



(4) 新BOP事業のあり方検討委員会からの報告（下図参照）

外部委員等によるこれまでの検討の結果、規模の適正化、運営体制の見直し、子どもの自立支援の3つの方針のもと、区の施策を検討・検証すること、とのご意見をいただき、さらに、持続可能な新BOP制度の設計などについて、報告された。



(5) 喫緊に対応すべき課題

大規模化し、狭隘化が見込まれる新BOP学童クラブにおける子どもたちの現状・環境については、外部委員等による取り組み方針等を踏まえたうえ、区として早急に改善すべき喫緊の課題であると判断した。

3. 子ども計画（第2期）後期計画における位置づけ

区では、子ども主体を基本コンセプトとし、「子どもがいきいきわくわく育つまち」を目指すべき姿とする中で、子どもが安心して過ごせる居場所、成長できる場・機会の充実のための施策の一つとして、新BOP事業を位置付け、新BOP学童クラブの良好な環境づくりとともに、「地域や民間事業者が主体となった多様な場が確保され、子どもが選択できる多様な場が整っていること」を目標としている。

この目標に基づき、喫緊の課題に対しては、現行の新BOP事業を活かしつつ、早急に取り組むとともに、中長期的な課題である「放課後等の多様な場のあり方」や外部委員等の検討によるその他の課題については、引き続き検討を進めることとする。

4. 喫緊の課題解決に向けた取り組み（下図参照）

（1）新BOP学童クラブにおける普通教室の利用

狭隘化している新BOP学童クラブについては、学校教育に支障のない範囲で、新たに放課後の普通教室（2教室）を新BOP学童クラブの専用区画として活用し、かつ、運営状況に応じて必要な人員体制を整える。その後、順次、普通教室の利用などを進め、狭隘化した状況の解消に取り組む。

（2）現行の新BOP事業以外の取り組み（民間の放課後児童健全育成事業者の活用）

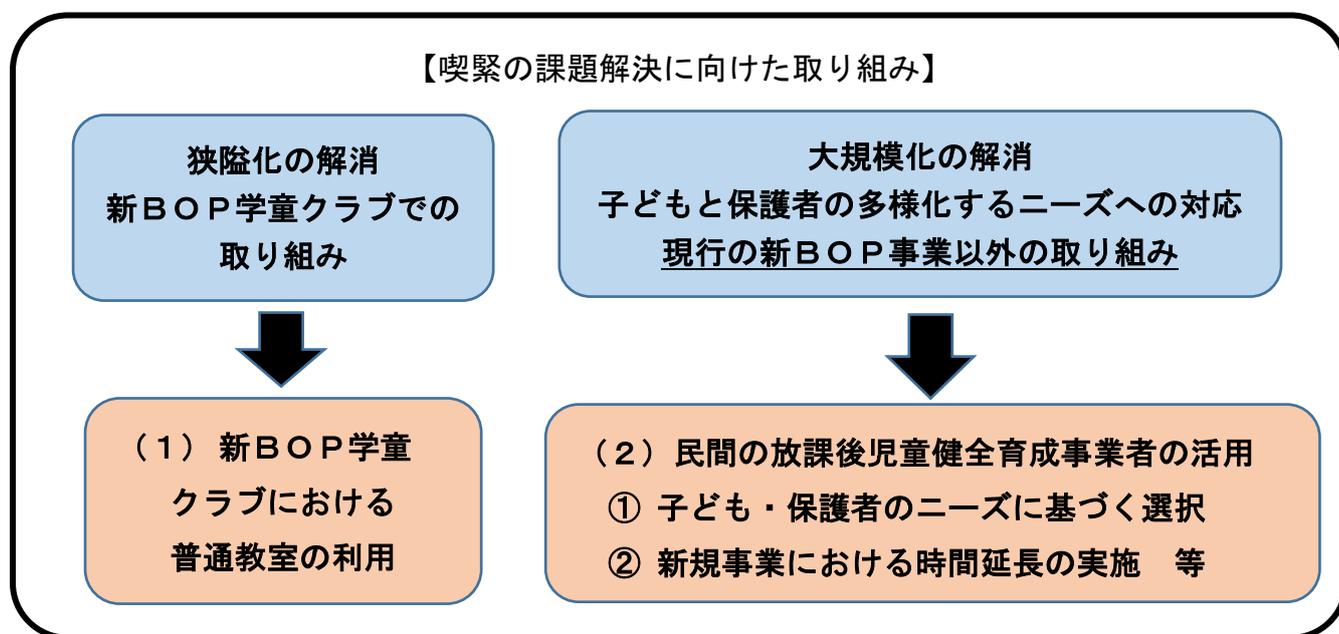
① 子ども・保護者の選択による利用者の分散化

大規模化の解消には、現行の小学校内新BOP学童クラブでの取り組みだけでは、困難であることから、大規模化している新BOP学童クラブの近隣に民間の放課後児童健全育成事業を誘導・確保し、子ども・保護者のニーズに基づく選択による利用者の分散化を進め、新BOP学童クラブの規模の適正化を図る。

これにより、新BOP学童クラブ内では、職員が一人ひとりの子どもとゆっくり向き合い、子どもの自立を支援する。また、関係所管と連携し、配慮を要する児童（医療的ケアが必要な児童）へ対応する。

②新規事業における時間延長の実施 等

民間の放課後児童健全育成事業者の活用にあたっては、子ども^{※2}と保護者の多様化するニーズに対応するため、適切な利用料による時間延長ニーズ等に対応する。その他、民間事業者の創意工夫やノウハウの活用により、新BOP学童クラブの支援内容以外の独自支援の選択を可能とする。



※2 時間延長に対する子どもの声（令和元年度6月、9月、3月アンケート結果より）
全体として肯定的な回答が得られており、時間延長に対し半数程度が「友達と過ごせて楽しい」、
「好きなことができている」と回答している。3月調査では、「お腹がすく」の回答割合も高いが、
全般的におおむね肯定的な回答傾向となった。6割程度の児童が「友達と過ごす時間が増えた」と
回答しており、「勉強をする時間が増えた」、「過ごし方を自分で考えることが増えた」の割合も高い。

5. 民間事業者の活用についての具体的な事業案

区で定める条件のもと、公募により民間事業者を選定し、区と民間事業者との間に放課後児童健全育成事業運営事項等の協定を締結したうえで、民間事業者が放課後児童健全育成事業所を新設し、それに対して区が開設準備経費及び運営経費を補助する。併せて、区から利用料免除の要件を備えた利用者に対して補助を行う。

(1) 対象及び時期

令和5年度から、補助事業を誘導・確保する。また、新BOP学童クラブ登録児童数の推移見込みにより、**登録児童数200人前後の超大規模化した新BOP学童クラブ(5か所)**^{※3}周辺(徒歩15分程度、おおむね1.2km)を優先的に対象とし、状況を勘案し、順次、登録者数120人を超える新BOP学童クラブ周辺に対象を広げる。

今後、状況や新たな生活様式による子育て世代の働き方及び人口動態の変化を見据えて、子ども・子育て支援事業計画の見直しの中で、放課後児童健全育成事業の需要量の見込みと確保の内容を定めていく。

【令和5年度から令和10年度までの見込み数】

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
a) 民設民営も含めた登録児童数(人)	8,012	8,080	8,080	7,969	7,851	7,703
b) 民設民営(新規整備) 定員数(人)	400	480	640	800	960	1,200
【参考】民設民営(新規整備) 施設累計数(2支援単位)	5	6	8	10	12	15
【参考】民設民営(新規整備) 年間施設増数(2支援単位)	5	1	2	2	2	3
e) 学校内での新BOP学童クラブで確保する定員数 a)-b) (人)	7,612	7,600	7,440	7,169	6,891	6,503

注) 比較参考値として、平成27年度の新BOP学童クラブ登録児童数は4,847人

※3: 登録児童数200人前後の超大規模化した新BOP学童クラブ

芦花小新BOP、経堂小新BOP、山野小新BOP、松丘小新BOP、砧南小新BOP

(2) 各年度における事業の開始時期

年度途中で環境が変わることは子ども達の生活リズムに与える影響が大きいため、原則として毎年度4月に事業開始するものとする。なお、児童と保護者が新しい環境に慣れる機会を設けながら、新BOP学童クラブ以外の放課後の居場所に円滑に移行できるよう、前年度の1月以降にプレ運営を開始することも可とする。

(3) 利用料

新BOP学童クラブと同等サービス利用範囲についての利用料は、新BOP学童クラブと同額(現行:月額5,000円)とし、利用料免除の要件を備えた世帯(住民税非課税世帯等)の利用料の減免についても同様とする(減免分については償還払い)。なお、午後6時15分以降午後7時まで利用した場合の延長利用料は、月額1,000円とし、利用料免除については利用料と同様とする。

(4) 公募の参加対象の民間事業者

現に区内及び他区等で放課後児童健全育成事業を運営した実績のある民間事業者を対象とする。

(5) 事業における支援の質の確保

放課後児童健全育成事業は、子どもに適切な遊び及び生活の場を与え、子どもの健全な育成を図る事業であり、支援の質の確保が重要である。そのため区では、事業者に確保すべき支援の質を定めた「世田谷区放課後児童健全育成事業の運営方針」を示すとともに、当事業において、支援の質を確保する体制を整える。

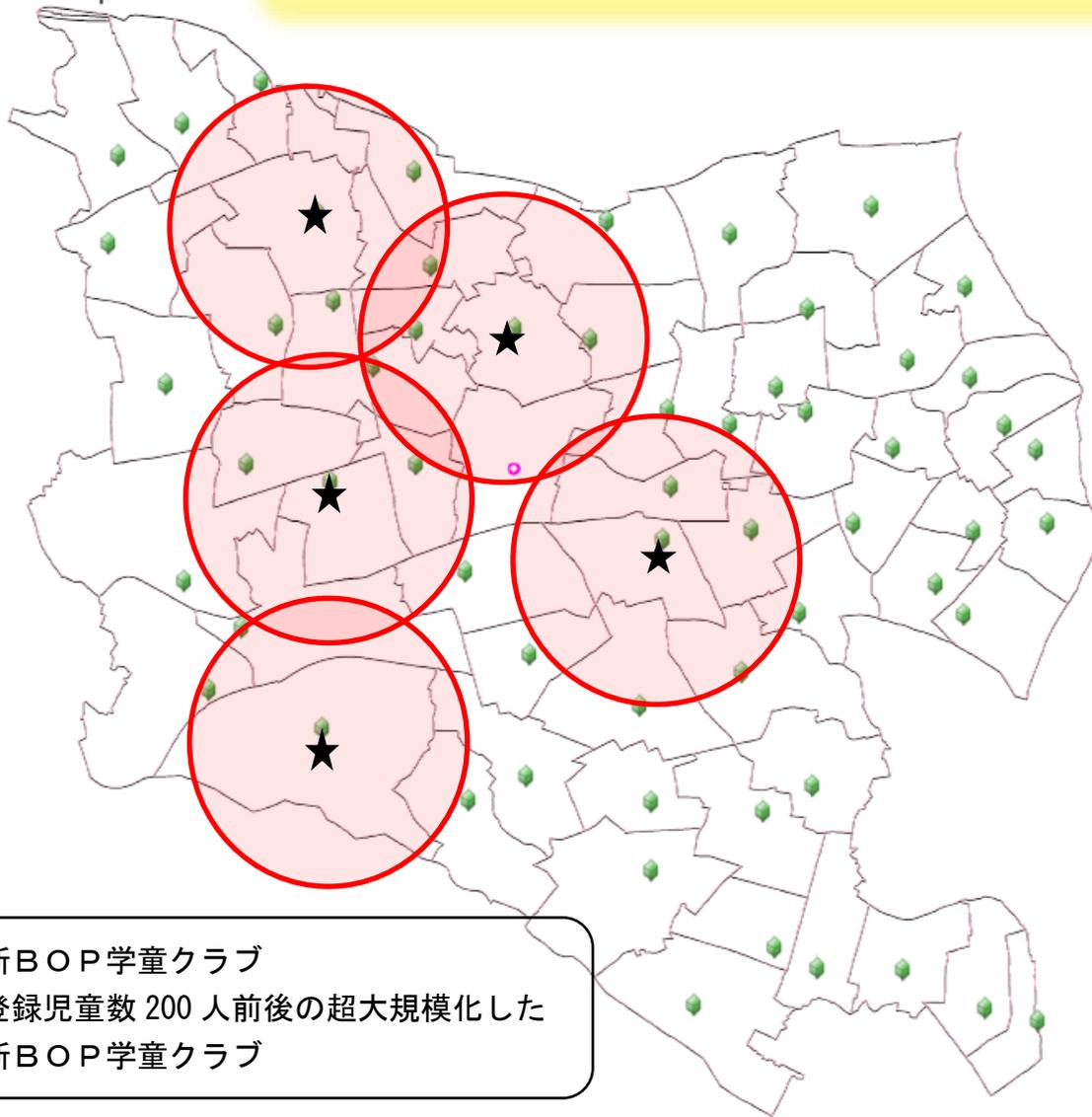
また、子どもとの安定的、継続的な関わりが重要であるため、放課後児童支援員の雇用に当たっては、長期的に安定した形態とする取り組みの計画策定を求めるものとする。

(6) 区内既存の民間の放課後児童健全育成事業者への補助

現在、区内に2か所にある、民間の放課後児童健全育成事業所については、新BOP学童クラブの大規模化を解消するため、その活用についても、令和5年度以降の当事業への移行に向けて、条件等を検討する。

民間の放課後児童健全育成事業所の概要（案）

登録児童数200名程度の大規模クラブの配置図（イメージ）



凡例

半径1.2キロ
(送迎範囲を徒歩
15分と想定)

※事業者が徒歩でお迎えに行くことができる範囲内を想定、半径1.2キロの枠とする

※半径1.2キロ枠の範囲内で事業所を設置し、大規模校の児童を優先的に受け入れるが、事業者のお迎えまたは徒歩で登所が可能なその他の児童の受け入れも可とする

※15カ所まで整備を進め、区内全域を網羅する

民間の放課後児童健全育成事業所の概要（案）

世田谷区の放課後児童健全育成事業所が施設として備える要件

- 子どもが安全に安心して過ごし、体調の悪いとき等に静養することができる生活の場としての機能と、遊びの拠点としての機能を備えた専用区画（子ども1人につき1.65㎡以上を確保）がある。
- 室内のレイアウトや装飾、採光等にも配慮し、子どもが心地よく過ごせるように工夫する。
- 衛生及び安全が確保された設備を備え、子どもの所持品を収納するロッカーや子どもの生活に必要な備品、遊びを豊かにするための遊具及び図書を備える。

対象児童

- 保護者が区の定める就労要件を満たし、児童の保護・育成に欠けると認められること
- 小学校1年生から3年生までの児童
- 小学校6年生までの児童であって、心身の発達等により個別的配慮を要する状態にある者

放課後児童支援員の資格取得要件

- 都内に所在する放課後児童クラブに現に従事している者又は都内に現住所を有する者で、以下の条件等に該当し、都が行う研修を修了すること
- ・保育士の資格を有する者
 - ・社会福祉士の資格を有する者
 - ・高校卒業以上で、2年以上児童福祉事業に従事した者
 - ・教育職員免許法第4条に規定する免許状を有する者
 - ・大学において社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学又は体育学を専攻し、課程を修めて卒業した者
 - ・高校卒業以上で、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事し、区長が適当と認めた者
 - ・5年以上放課後児童健全育成事業に従事し、区長が適当と認めた者

放課後児童支援員等の役割

- ・子どもにとって信頼できる存在である。
- ・年齢や発達の状況が異なるそれぞれの子どもの発達の特徴や、子ども同士の関係をとらえながら、適切に関わっている。
- ・子ども一人ひとりについて、その発達の状況や養育環境の状況等を把握している。
- ・保護者との日常的な情報交換や育成支援の場面を通じての気づきがある。
- ・子どもにとって安心して過ごせる場をつくっている。

【その他】

新BOP学童クラブと二重の登録はできないが、BOP利用は可能とする

「世田谷区放課後児童健全育成事業の運営方針」の考え方・作成のプロセス・支援の質確保のための手法等について

「世田谷区放課後児童健全育成事業の運営方針」の考え方

国から示されたもの

1. 「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準
(平成 26 年 4 月 30 日厚生労働省令第 63 号)」
2. 「放課後児童クラブ運営指針」 ※ 1
(平成 27 年 3 月 31 日雇児発 0331 第 34 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)」

※ 1 : 子どもの健全な育成と遊び及び生活の支援の内容に関する事項と、これに関連する事項を規定し、支援の内容等に係る基本的な事項を踏まえ、実態に応じて創意工夫を図り、質の向上と機能の充実に努めるための指針



世田谷オリジナル

1. 「世田谷区子ども計画（第 2 期）後期計画」で掲げる「子どもの成長と活動の支援」
2. 「世田谷区放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例
(平成 26 年 9 月世田谷区条例第 39 号)」
3. 子ども集団の規模（支援の単位）を、1 か所あたり 2 支援までとする
4. 対象児童 ※ 2
 - (1) 小学校 1 年生から 3 年生までの児童
 - (2) 小学校 6 年生までの児童であって、心身の発達等により個別的配慮を要する状態にあるもの。
 - (3) 保護者が区の定める就労要件を満たし、児童の保護・育成に欠けると認められること

※ 2 : 高学年（4 年生以上）は、BOP、児童館で、児童の成長にあわせて継続してゆるやかな見守りを実施。プレーパーク等を含めた地域の居場所において、大人の目が入った見守りを展開する
5. 児童館とつながりながら、子どもの自立に向けた保護者・子どもへ支援する
 - (1) 子どもの主体性を大切にしながら保護者と共に子どもの自立に向けた支援をする
 - (2) 地域とつながり、コミュニティにより子どもを見守る
 - (3) 卒所後の継続的な子どもの見守り（切れ目のない支援）
6. 児童館の有する地域ネットワーク（自治会・町内会・民生委員・児童委員（主任児童委員等）の活用、子どもに関わる関係機関等との情報交換・情報共有・相互交流による情報共有、連携による支援が必要な家庭、児童への早期の対応

過去の検討状況

平成 26 年度	子ども・子育て支援制度及び新 BOP 事業に関する検討委員会
平成 28 年度	子どもの放課後の居場所としての新 BOP のあり方にかかる調査研究
令和 2 年度	世田谷区新 BOP 事業のあり方検討委員会
令和 3 年 4 月～	新 BOP 事業のあり方検討会（庁内）

支援の質を高めるためのプロセス

「世田谷区放課後児童健全育成事業の運営方針」作成スケジュール（案）

令和 3 年 1 2 月 2 1 日	第 1 回運営方針作成検討委員会（事業説明）
令和 4 年 1 月 中旬	第 2 回運営方針作成検討委員会（意見交換）
2 月 7 日	世田谷区子ども子育て会議（運営方針、アンケート検討状況）
2 月 中旬	第 3 回運営方針作成検討委員会（運営方針（骨子）、アンケート案まとめ）
3 月上旬	アンケート実施
4 月 中旬	第 4 回運営方針作成検討委員会（運営方針（素案））
5 月 中旬	第 5 回運営方針作成検討委員会（運営方針（案））
6 月 月上旬	世田谷区子ども子育て会議（運営方針（素案））
7 月 月上旬	第 6 回運営方針作成検討委員会（運営方針（案）まとめ）
8 月 下旬	世田谷区子ども子育て会議（運営方針（案））
1 1 月 月上旬	運営方針 確定

支援の質を確保するための手法

区	支援の質を守るための区の役割
児童課	1. 民間事業者の支援の質を確保 (1) 民間事業者からの届出受理、設備・運営基準の順守のための民間事業者への立ち入り検査の実施や必要な措置の命令、第三者評価受審状況の確認等 (2) 運営経費の一部補助 2. 支援の質の確保のため、民間の職員のスキルアップのための研修等を実施 3. 子ども家庭支援センターと調整し、要保護児童支援地域協議会への参加を促し、要保護児童家庭への対応のノウハウの構築を支援
児童館	1. 支援の質を確保するための育成手法の共有や、運営の助言等の後方支援 2. 区、新 BOP 及び地域等関係者との情報連携が図られるよう、交流を促し、顔の見える関係の構築に向け中核的役割を担う 3. 児童館の有する地域とのネットワークへの参加を促す 4. 子ども家庭支援センターとの連携を支援し、要保護児童支援地域協議会への参加による見守りが必要な家庭や子どもの情報の共有化のための支援

(仮称) 世田谷区放課後児童健全育成事業の運営方針 イメージ

区で定める支援の質を確保し、事業の安定及び継続性の確保を図り、且つ、子どもの視点に立ち、子どもにとって安心して過ごせる場となるよう、放課後児童健全育成事業が望ましい方向に導くものである。

指針の策定にあたっては、地方自治法に基づく技術的助言である国の「放課後児童クラブ運営指針」（平成27年3月31日 雇児発第0331第34厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）及び「新・放課後子ども総合プラン」を踏まえ、世田谷区子ども計画（第2期）後期計画に準拠したものとす

1 総則

(1) 趣旨

放課後児童健全育成事業の支援の質の向上に資することを目的とし、世田谷区が目指す放課後児童健全育成事業の望ましい方針を示す。

(2) 世田谷区放課後児童健全育成事業について

①子どもの権利

児童の権利に関する条約の理念に基づき、子どもの最善の利益を考慮して育成支援を推進することに努める。

②事業の内容

遊びと生活の場の提供及び遊びを通した生活指導

③対象児童

小学校1年生から3年生までの児童。心身の発達等により個別的配慮が必要な児童は6年生まで。

(3) 世田谷区放課後児童健全育成事業における育成支援の基本

①放課後児童健全育成事業における育成支援

子どもが安心できる生活の場としての環境を整え、安全面に配慮しながら、子どもの健全な育成と自立を図る。

②放課後児童健全育成事業の社会的責任

子どもの人権に配慮し、子どもに影響がある事柄については、子どもが意見を述べ、参加することを保証する。

2 事業の対象となる子どもの発達

放課後等に子どもの発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるように、子どもの発達の特徴や発達過程を理解し、一人ひとりの心身の状態を把握しながら育成支援を行う。子どもの様子を把握し、変化に気がつくことができる。

3 放課後児童健全育成事業における育成支援の内容

(1) 育成支援の内容

- ①保護者と連携した育成支援を行う。
- ②多様な子どもが過ごす場として、子どもが安心して過ごし、一人ひとりと集団全体の生活を豊かにする。
- ③固有の援助が必要な場合は、援助を適切に行う。
- ④安心して過ごせる場と信頼できる職員の存在が前提。

(2) 障害のある子どもへの対応

配慮が必要な子どもの日中活動の場として、居場所や放課後の過ごし方について関係機関と連携し、児童育成のための人材確保と育成に取り組む。

(3) 特に配慮を必要とする子どもへの対応

- ①児童虐待への対応
- ②特別の支援を必要とする子どもへの対応

家庭環境に配慮し、養育に特別な支援を必要とすると把握した場合、適切な支援につなげる。関係機関と連携し、適切な対応を図る。

(4) 保護者との連携

- ①保護者との連絡
- ②保護者からの相談への対応
- ③保護者および保護者組織との連携

協力関係を築き、保護者同士が互いに協力して子育ての責任を果たせるように支援する。

4 世田谷区放課後児童健全育成事業の運営

(1) 職員体制

区条例に基づき支援の単位ごと2人以上の放課後児童支援員を配置する。

(2) 子ども集団の規模（支援の単位）

1 支援はおおむね40人以下とし、1か所の事業所では2支援までとする。

(3) 開所時間及び開所日

(4) 利用の開始等に関わる留意事項

(5) 運営主体

継続的、安定的に運営し、運営の内容について自ら評価を行い、その結果を公表するよう努める。

5 学校及び地域との関係

(1) 学校との連携

日常的・定例的に、子どもの生活の連続性の保障のため、情報交換・情報共有等による連携を図る。

(2) 保育所、幼稚園等との連携

新1年生の発達と生活の連続性の保障のため、情報交換・情報共有等を行う。

(3) 児童館、地域、関係機関との連携

児童館の有するネットワークに参加し、情報交換・情報共有・交流を図る。

6 施設及び設備、衛生管理及び安全対策

(1) 施設及び設備

「生活の場」、「遊び等の活動拠点」としての機能を備え、専用区画を確保する。

(2) 衛生管理及び安全対策

① 衛生管理

② 事故やけが防止と対応

③ 防災及び防犯対策

7 職場倫理及び事業内容の向上

(1) 世田谷区放課後児童健全育成事業の社会的責任と職場倫理

放課後児童支援員等は、仕事を進める上での倫理を自覚し、育成支援の内容の向上に努め、運営主体は拗ねての放課後児童支援員等が職場倫理を自覚して職務に当たるように組織的に取り組む。

(2) 要望及び苦情への対応

(3) 事業内容向上への取り組み

① 職員集団のあり方

会議の開催や記録の作成等を通じ、情報交換・情報共有を図り、事例検討等により相互に協力し自己研鑽し、事業内容の向上を目指す職員集団を形成する。

② 研修等

③ 運営内容の評価と改善

自己評価を行い、その結果を公表するように努め、評価結果は改善の方向性を検討して事業内容の向上に生かす。

アンケートの方向性・内容検討に向けて

【新BOP事業のあり方検討委員会からの提案】

放課後に過ごせる場所が複数あり、子どもが中心となり、その時々ニーズに合わせて、選ぶことができる環境を整備し、子どもと保護者が選択した場所において自立し過ごせるための支援をしていくことが望ましい。

施設面

普通教室の活用
施設改修工事

サービス面

支援の質の向上
職員の確保

【区としての今後の方針を検討】

- ・新BOP事業が抱える喫緊の課題（「狭隘化」「大規模化」「ニーズの多様化」）への取り組み
 - ・新BOP事業を含めた、世田谷区における放課後の児童の望ましい過ごし方への取り組み
 - ・子どもの自立に向けた子ども・保護者への支援
- ...

地域との 関わり

資源の活用

事業者との 関わり

民間事業者の
誘致・活用

子どもと保護者ニーズの本質 = アンケート

・児童の放課後の過ごし方へ求めるもの・公設公営へ期待すること・民間事業者へ期待すること...

保護者が求めるものに、区の方針が寄り添うようにするために...



アンケート作成にあたって、不可欠な視点・必要な項目

令和2年9月実施新BOP学童クラブに関するアンケートについて

1 前回アンケート概要

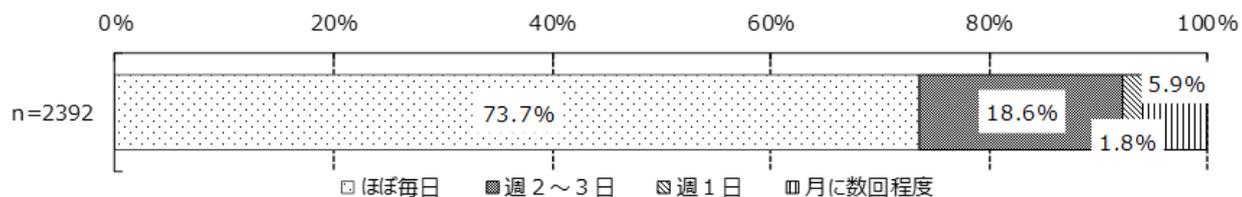
調査期間	2020（令和2）年9月1日（火）～9月22日（火）
調査対象	新BOP学童クラブに登録し、利用している児童の保護者
調査方法	WEB上に回答画面を構築し、回答者は自身の通信端末より回答 ※調査画面のURL、二次元コードを区から各家庭に郵送配布
回収状況	配布数 7,170人 （2020年8月19日現在の登録児童数に基づき、各家庭へ配布） 有効回答数 2,392人 （WEBアンケートにて、全問回答した回答者のみを対象とする） 回収率 33.4%

2 アンケート案（前回アンケートから引き続く内容案）

1 学童クラブの利用状況（平日）

- ①ほぼ毎日
- ②週2～3回
- ③週1回
- ④月に数回程度

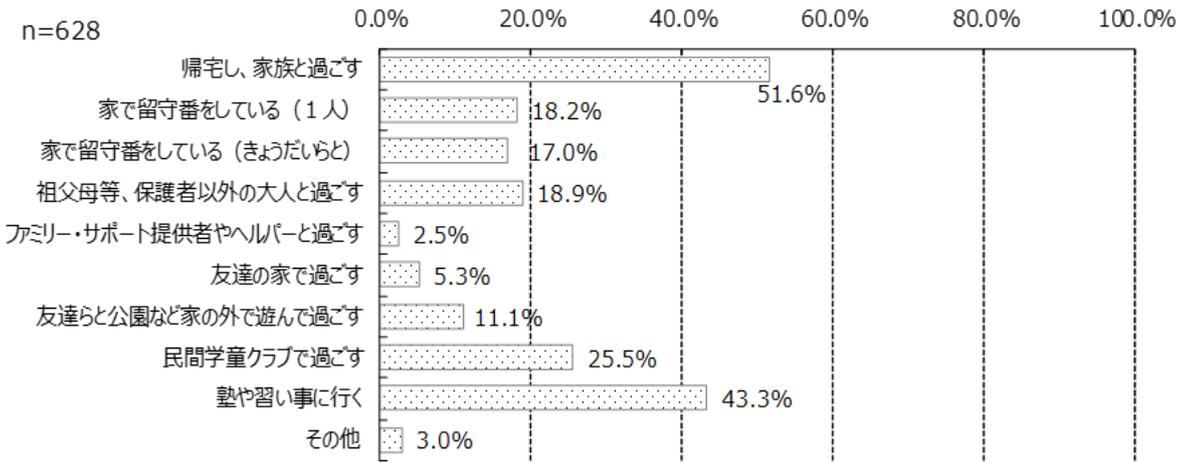
《R2. 9月実施結果》



2 学童クラブを利用していない日の過ごし方（平日）

- ①帰宅し、家族と過ごす
- ②家で一人で留守番をしている
- ③家できょうだいらと留守番をしている
- ④祖父母等、保護者以外の大人と過ごしている
- ⑤ファミリーサポート提供者やヘルパーと過ごしている
- ⑥友達の家で過ごしている
- ⑦友達らと公園など家の外で遊んで過ごしている
- ⑧民間の放課後サービス提供事業所で過ごしている
- ⑨塾や習い事
- ⑩その他

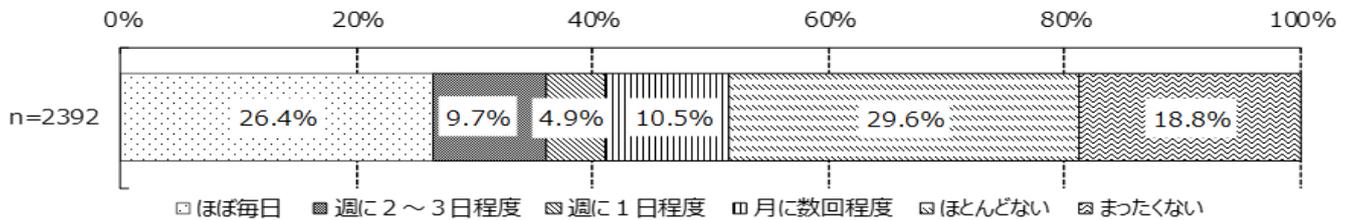
《 R 2 . 9 月 実 施 結 果 》



3 保護者の帰宅が、子どもの学童クラブ退所よりも遅くなる頻度

- ①ほぼ毎日
- ②週に2～3日程度
- ③週に1日程度
- ④月に数回程度
- ⑤ほとんどない
- ⑥まったくない

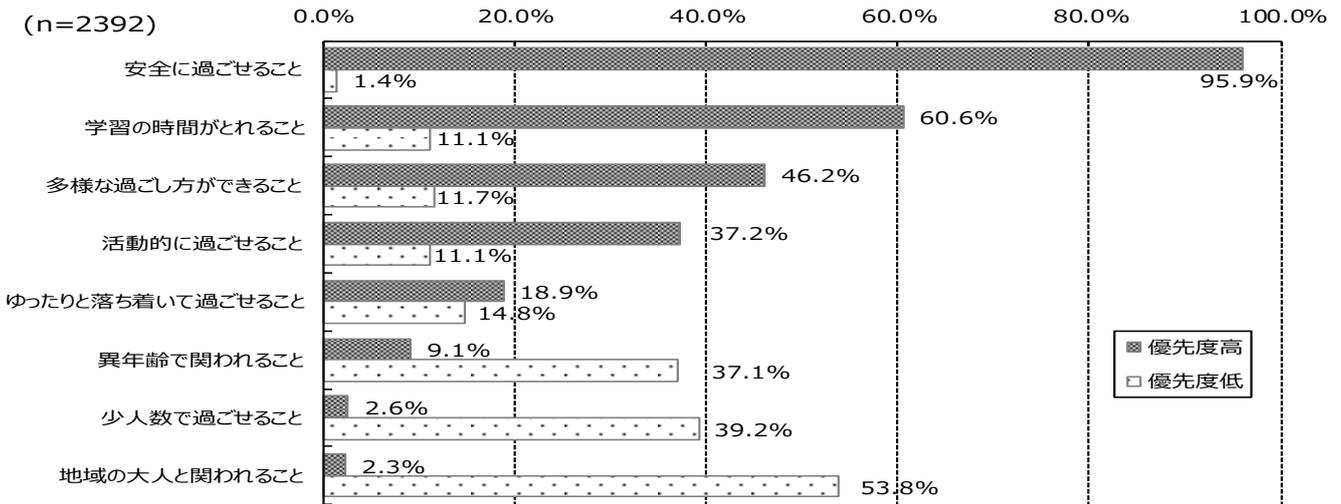
《 R 2 . 9 月 実 施 結 果 》



4 子どもの放課後の過ごし方に求める条件（複数回答可 優先度の高い条件は3つまで、低い（妥協可能）条件は2つまで選択）

- ①安全に過ごせること
- ②学習の時間がとれること
- ③多様な過ごし方ができること
- ④活動的に過ごせること
- ⑤ゆったりと落ち着いて過ごせること
- ⑥異年齢で関わること
- ⑦少人数で過ごせること
- ⑧地域の大人と関わること

《 R 2 . 9 月実施結果 》



5-1 民間の放課後サービス事業所の利用状況等

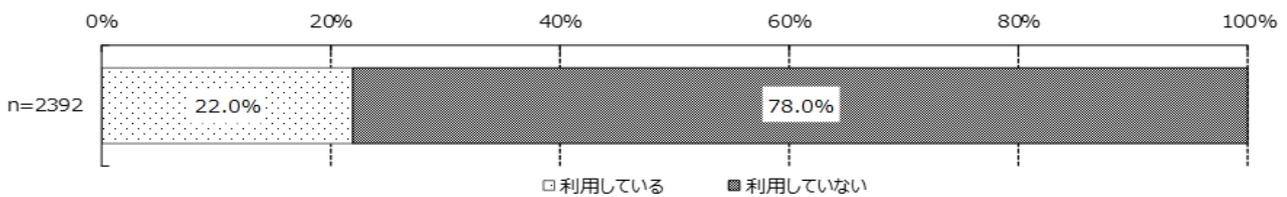
- ①利用している
- ②利用していない

5-2 利用頻度

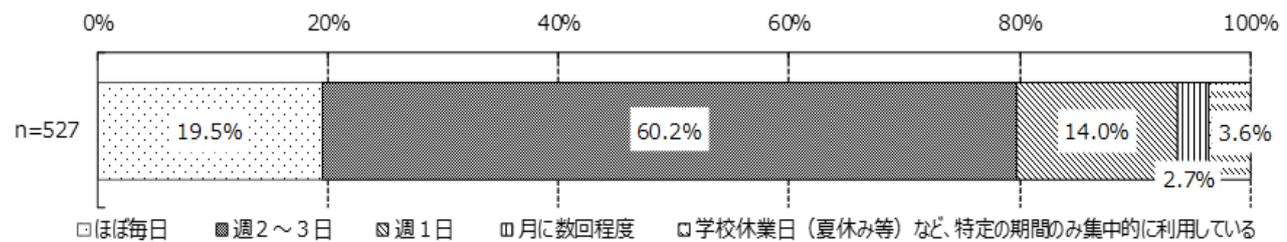
- ①ほぼ毎日
- ②週2～3日
- ③週1日
- ④月に数回程度
- ⑤学校休業日（夏休み等）の特定の期間のみ集中的に利用

《 R 2 . 9 実施結果 》

5-1 利用状況



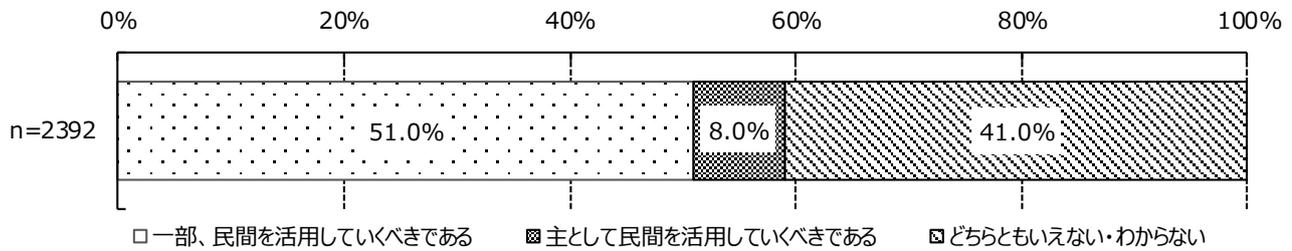
5-2 平均的な利用頻度（利用者のみ）



6 運営主体のあり方

- ①一部民間を活用していくべき
- ②主として民間を活用していくべき
- ③どちらともいえない・わからない

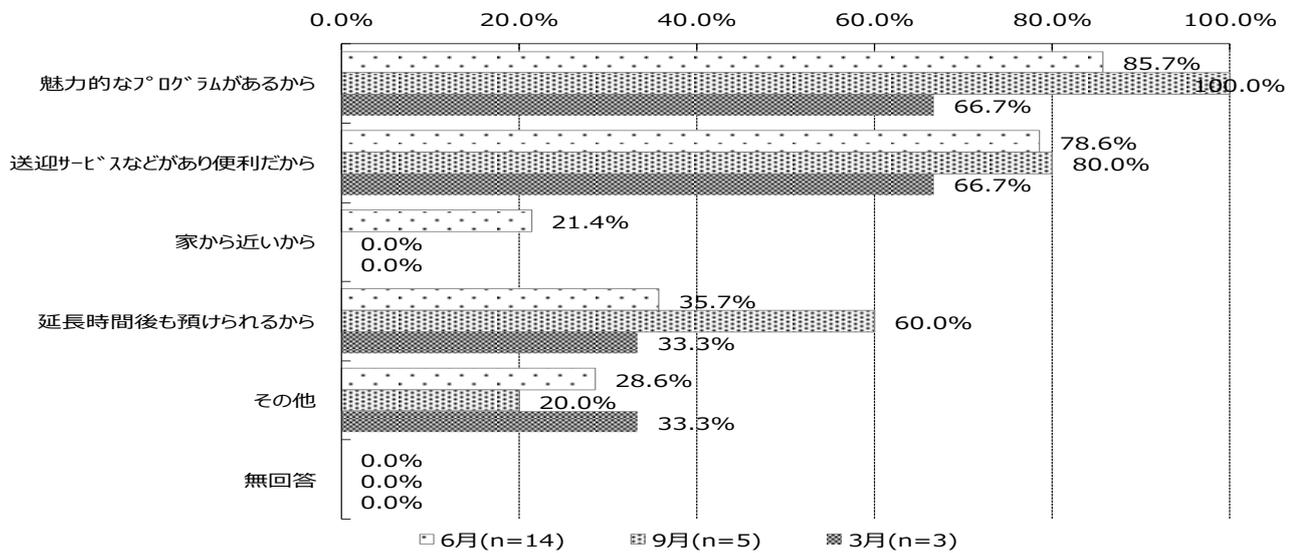
《 R 2 . 9 実施結果 》



7 民間の放課後サービス事業所を利用する理由

- ①魅力定なプログラムがあるから
- ②送迎サービスなどがあり便利だから
- ③家から近いから
- ④延長時間後も預けられるから
- ⑤その他

《 R 2 . 9 実施結果 》



世田谷区放課後児童健全育成事業の運営方針検討委員会設置要綱

令和3年12月1日

3世児第547号

(目的)

第1条 この要綱は、世田谷区子ども・若者部及び世田谷区教育委員会事務局における放課後児童健全育成事業（以下「新BOP事業」という。）及び民間事業者が実施する放課後児童健全育成事業について、支援の質並びに事業の安定性及び持続性の確保を図り、かつ、子どもの視点に立ち、子どもにとって安心して過ごせる場となるよう、放課後児童健全育成事業の運営方針を検討する世田谷区放課後児童健全育成事業の運営方針検討委員会（以下「委員会」という。）を設置し、委員会について必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

(1) 世田谷区放課後児童健全育成事業の運営方針の策定に関すること。

(2) 前各号に掲げるもののほか、世田谷区における放課後児童健全育成事業に関すること。

(委員会の構成)

第3条 委員会は、区長が委嘱又は任命する別表に掲げる者をもって構成する。

(任期)

第4条 委員の任期は、令和3年12月1日から令和5年3月31日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、委員会を総括する。

3 副委員長は、委員長が指名し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、議事を主宰する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴き又は説明を求めることができる。

(議事等の公開)

第7条 議事録は公開する。ただし、検討会が必要と認めるときは、非公開とすることがで

きる。

2 検討委員会は、非公開とする。

3 第1項の議事録は、議事の概要を記載するものとし、当該議事録に係る検討委員会の次に開催される検討委員会において議事録の内容を確定するものとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、子ども・若者部児童課及び教育委員会事務局生涯学習・地域学校連携課において処理する。

(補足)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮り定める。

附 則

この要綱は、令和3年12月1日から施行し、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第3条関係）

委員
学識経験者2名
世田谷区学童保育クラブ父母会連絡会代表1名
青少年委員会代表1名
障害福祉部障害保健福祉課長
子ども・若者部児童課児童館長のうち区長が指定する者
子ども・若者部児童課児童館世田谷区立小新BOPの職員のうち区長が指定する者

令和3年度 世田谷区放課後児童健全育成事業の運営方針検討委員 名簿

学識経験者	社会福祉法人 全国社会福祉協議会 中央福祉学院 教授	西郷 泰之	さいごう やすゆき
学識経験者	新潟県立大学 人間生活学部 子ども学科 教授	植木 信一	うえき しんいち
世田谷区学童保育クラブ父母会連絡会	世田谷区学童保育クラブ 父母会連絡会 副会長	千葉 哲	ちば さとる
青少年委員会	世田谷区青少年委員会	新海 美紀	しんかい みき
世田谷区子ども・若者部	子ども・若者部児童課山野児童館 館長	清水 雅人	しみず まさと
世田谷区子ども・若者部	子ども・若者部児童課野沢児童館 館長	塚原 星子	つかはら ほしこ
世田谷区子ども・若者部	子ども・若者部児童課松沢児童館 松沢小新BOP副係長	白石 雄一郎	しらいし ゆういちろう
世田谷区障害福祉部	障害保健福祉課長	宮川 善章	みやかわ よしあき

◆事務局

世田谷区子ども・若者部	子ども・若者部 部長	柳澤 純	やなぎさわ じゅん
世田谷区教育委員会事務局	生涯学習部 部長	内田 潤一	うちだ じゅんいち
世田谷区子ども・若者部	子ども・若者部 子ども育成推進課 課長	山本 久美子	やまもと くみこ
世田谷区子ども・若者部	子ども・若者部児童課 課長	須田 健志	すだ けんじ
世田谷区教育委員会事務局	教育委員会事務局生涯学習部 生涯学習・地域学校連携課 課長	谷澤 真一郎	たにざわ しんいちろう

放課後児童クラブ運営指針

1. 放課後児童クラブ運営指針の目次構成

- 第1章 総則
 - 1. 趣旨
 - 2. 放課後児童健全育成事業の役割
 - 3. 放課後児童クラブにおける育成支援の基本
- 第2章 事業の対象となる子どもの発達
 - 1. 子どもの発達と児童期
 - 2. 児童期の発達の特徴
 - 3. 児童期の発達過程と発達領域
 - 4. 児童期の遊びと発達
 - 5. 子どもの発達過程を踏まえた育成支援における配慮事項
- 第3章 放課後児童クラブにおける育成支援の内容
 - 1. 育成支援の内容
 - 2. 障害のある子どもへの対応
 - 3. 特に配慮を必要とする子どもへの対応
 - 4. 保護者との連携
 - 5. 育成支援に含まれる職務内容と運営に関わる業務
- 第4章 放課後児童クラブの運営
 - 1. 職員体制
 - 2. 子ども集団の規模（支援の単位）
 - 3. 開所時間及び開所日
 - 4. 利用の開始等に関わる留意事項
 - 5. 運営主体
 - 6. 労働環境整備
 - 7. 適正な会計管理及び情報公開
- 第5章 学校及び地域との関係
 - 1. 学校との連携
 - 2. 保育所、幼稚園等との連携
 - 3. 地域、関係機関との連携
 - 4. 学校、児童館を活用して実施する放課後児童クラブ
- 第6章 施設及び設備、衛生管理及び安全対策
 - 1. 施設及び設備
 - 2. 衛生管理及び安全対策
- 第7章 職場倫理及び事業内容の向上
 - 1. 放課後児童クラブの社会的責任と職場倫理
 - 2. 要望及び苦情への対応
 - 3. 事業内容向上への取り組み

2. 放課後児童クラブ運営指針

第1章 総則

1. 趣旨

- (1) この運営指針は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 63 号。以下「基準」という。）に基づき、放課後児童健全育成事業を行う場所（以下「放課後児童クラブ」という。）における、子どもの健全な育成と遊び及び生活の支援（以下「育成支援」という。）の内容に関する事項及びこれに関連する事項を定める。
- (2) 放課後児童健全育成事業の運営主体は、この運営指針において規定される支援の内容等に係る基本的な事項を踏まえ、各放課後児童クラブの実態に応じて創意工夫を図り、放課後児童クラブの質の向上と機能の充実に努めなければならない。

2. 放課後児童健全育成事業の役割

- (1) 放課後児童健全育成事業は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 6 条の 3 第 2 項に基づき、小学校（以下「学校」という。）に就学している子ども（特別支援学校の小学部の子どもを含む。以下同じ。）であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、授業の終了後（以下「放課後」という。）に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与え、子どもの状況や発達段階を踏まえながら、その健全な育成を図る事業である。
- (2) 放課後児童健全育成事業の運営主体及び放課後児童クラブは、児童の権利に関する条約の理念に基づき、子どもの最善の利益を考慮して育成支援を推進することに努めなければならない。
- (3) 放課後児童健全育成事業の運営主体及び放課後児童クラブは、学校や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、保護者と連携して育成支援を行うとともに、その家庭の子育てを支援する役割を担う。

3. 放課後児童クラブにおける育成支援の基本

(1) 放課後児童クラブにおける育成支援

放課後児童クラブにおける育成支援は、子どもが安心して過ごせる生活の場としてふさわしい環境を整え、安全面に配慮しながら子どもが自ら危険を回避できるようにしていくとともに、子どもの発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるように、自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等により、子どもの健全な育成を図ることを目的とする。

(2) 保護者及び関係機関との連携

放課後児童クラブは、常に保護者と密接な連携をとり、放課後児童クラブにおける子どもの様子を日常的に保護者に伝え、子どもに関する情報を家庭と放課後児童クラブで共有することにより、保護者が安心して子どもを育て、子育てと仕事等を両立できるように支援することが必要である。また、子ども自身への支援と同時に、学校等

の関係機関と連携することにより、子どもの生活の基盤である家庭での養育を支援することも必要である。

(3) 放課後児童支援員等の役割

放課後児童支援員は、豊かな人間性と倫理観を備え、常に自己研鑽に励みながら必要な知識及び技能をもって育成支援に当たる役割を担うとともに、関係機関と連携して子どもにとって適切な養育環境が得られるよう支援する役割を担う必要がある。また、放課後児童支援員が行う育成支援について補助する補助員も、放課後児童支援員と共に同様の役割を担うよう努めることが求められる。

(4) 放課後児童クラブの社会的責任

- ① 放課後児童クラブは、子どもの人権に十分に配慮するとともに、子ども一人ひとりの人格を尊重して育成支援を行い、子どもに影響のある事柄に関して子どもが意見を述べ、参加することを保障する必要がある。
- ② 放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童支援員及び補助員（以下「放課後児童支援員等」という。）に対し、その資質の向上のために職場内外の研修の機会を確保しなければならない。
- ③ 放課後児童支援員等は、常に自己研鑽に励み、子どもの育成支援の充実を図るために、必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。
- ④ 放課後児童クラブの運営主体は、地域社会との交流や連携を図り、保護者や地域社会に当該放課後児童クラブが行う育成支援の内容を適切に説明するよう努めなければならない。
- ⑤ 放課後児童クラブ及び放課後児童クラブの運営主体は、子どもの利益に反しない限りにおいて、子どもや保護者のプライバシーの保護、業務上知り得た事柄の秘密保持に留意しなければならない。
- ⑥ 放課後児童クラブ及び放課後児童クラブの運営主体は、子どもや保護者の苦情等に対して迅速かつ適切に対応して、その解決を図るよう努めなければならない。

第2章 事業の対象となる子どもの発達

放課後児童クラブでは、放課後等に子どもの発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるようにすることが求められる。このため、放課後児童支援員等は、子どもの発達の特徴や発達過程を理解し、発達の個人差を踏まえて一人ひとりの心身の状態を把握しながら育成支援を行うことが必要である。

1. 子どもの発達と児童期

6歳から12歳は、子どもの発達の時期区分において幼児期と思春期・青年期との間にあり、児童期と呼ばれる。

児童期の子どもは、学校、放課後、家庭のサイクルを基本とした生活となる。

学校において基礎学力が形成されることに伴い、知的能力や言語能力、規範意識等が発達する。また、身長や体重の増加に伴って体力が向上し、遊びも活発化する。

社会性の発達に伴い、様々な仲間集団が形成されるなど、子ども同士の関わりも変化

する。さらに、想像力や思考力が豊かになることによって遊びが多様化し、創意工夫が加わった遊びを創造できるようになる。

児童期には、幼児期の発達的特徴を残しつつ、思春期・青年期の発達的特徴の芽生えが見られる。子どもの発達は、行きつ戻りつの繰り返しを経ながら進行していく。

子どもは、家庭や学校、地域社会の中で育まれる。大人との安定した信頼関係のもとで、「学習」、「遊び」等の活動、十分な「休息」、「睡眠」、「食事」等が保障されることによって、子どもは安心して生活し育つことができる。

2. 児童期の発達の特徴

児童期の発達には、主に次のような特徴がある。

- ものや人に対する興味が広がり、その興味を持続させ、興味の探求のために自らを律することができるようになる。
- 自然や文化と関わりながら、身体的技能を磨き、認識能力を発達させる。
- 学校や放課後児童クラブ、地域等、子どもが関わる環境が広がり、多様な他者との関わりを経験するようになる。
- 集団や仲間と活動する機会が増え、その中で規律と個性を培うとともに、他者と自己の多様な側面を発見できるようになる。
- 発達に応じて「親からの自立と親への依存」、「自信と不安」、「善悪と損得」、「具体的思考と抽象的思考」等、様々な心理的葛藤を経験する。

3. 児童期の発達過程と発達領域

児童期には、特有の行動が出現するが、その年齢は固定的なものではなく、個人差も大きい。目安として、おおむね6歳～8歳（低学年）、9歳～10歳（中学年）、11歳～12歳（高学年）の3つの時期に区分することができる。なお、この区分は、同年齢の子どもの均一的な発達の基準ではなく、一人ひとりの子どもの発達過程を理解する目安として捉えるべきものである。

(1) おおむね6歳～8歳

子どもは学校生活の中で、読み書きや計算の基本的技能を習得し、日常生活に必要な概念を学習し、係や当番等の社会的役割を担う中で、自らの成長を自覚していく。一方で、同時にまだ解決できない課題にも直面し、他者と自己とを比較し、葛藤も経験する。

遊び自体の楽しさの一致によって群れ集う集団構成が変化し、そこから仲間関係や友達関係に発展することがある。ただし、遊びへの参加がその時の気分が大きく影響されるなど、幼児的な発達の特徴も残している。

ものや人に対する興味が広がり、遊びの種類も多様になっていき、好奇心や興味が先に立って行動することが多い。

大人に見守られることで、努力し、課題を達成し、自信を深めていくことができる。その後の時期と比べると、大人の評価に依存した時期である。

(2) おおむね9歳～10歳

論理的な思考や抽象的な言語を用いた思考が始まる。道徳的な判断も、結果だけに

注目するのではなく、動機を考慮し始める。また、お金の役割等の社会の仕組みについても理解し始める。

遊びに必要な身体的技能がより高まる。

同年代の集団や仲間を好み、大人に頼らずに活動しようとする。他者の視線や評価に一層敏感になる。

言語や思考、人格等の子どもの発達諸領域における質的变化として表れる「9、10歳の節」と呼ばれる大きな変化を伴っており、特有の内面的な葛藤がもたらされる。

この時期に自己の多様な可能性を確信することは、発達上重要なことである。

(3) おおむね11歳～12歳

学校内外の生活を通じて、様々な知識が広がっていく。また、自らの得意不得意を知るようになる。

日常生活に必要な様々な概念を理解し、ある程度、計画性のある生活を営めるようになる。

大人から一層自立的になり、少人数の仲間で「秘密の世界」を共有する。友情が芽生え、個人的な関係を大切にするようになる。

身体面において第2次性徴が見られ、思春期・青年期の発達的特徴が芽生える。しかし、性的発達には個人差が大きく、身体的発育に心理的発達が伴わない場合もある。

4. 児童期の遊びと発達

放課後児童クラブでは、休息、遊び、自主的な学習、おやつ、文化的行事等の取り組みや、基本的な生活に関すること等、生活全般に関わることが行われる。その中でも、遊びは、自発的、自主的に行われるものであり、子どもにとって認識や感情、主体性等の諸能力が統合化される他に代えがたい不可欠な活動である。

子どもは遊びの中で、他者と自己の多様な側面を発見できるようになる。そして、遊びを通じて、他者との共通性と自身の個性とに気付いていく。

児童期になると、子どもが関わる環境が急速に拡大する。関わる人々や遊びの種類も多様になり、活動範囲が広がる。また、集団での遊びを継続することもできるようになっていく。その中で、子どもは自身の欲求と相手の欲求を同時に成立させるすべを見だし、順番を待つこと、我慢すること、約束を守ることや平等の意味等を身に付け、協力することや競い合うことを通じて自分自身の力を伸ばしていく。

子どもは、遊びを通じて成功や失敗の経験を積み重ねていく。子どもが遊びに自発的に参加し、遊びの楽しさを仲間間で共有していくためには、大人の援助が必要なこともある。

5. 子どもの発達過程を踏まえた育成支援における配慮事項

放課後児童支援員等は、子どもの発達過程を踏まえ、次に示す事項に配慮して子ども一人ひとりの心身の状態を把握しながら、集団の中で子ども同士の関わりを大切にしながら育成支援を行うことが求められる。

(1) おおむね6歳～8歳の子どもへの配慮

○ 幼児期の発達的特徴も見られる時期であることを考慮する。

- 放課後児童支援員等が身近にいて、子どもが安心して頼ることのできる存在になれるように心掛ける。
 - 子どもは遊びに夢中になると時間や場所を忘れることがある。安全や健康を管理するために子どもの時間と場所に関する意識にも目を届かせるようにする。
- (2) おおむね9歳～10歳の子どもへの配慮
- 「9、10歳の節」と呼ばれる発達諸領域における質的变化を伴うことを考慮して、子どもの意識や感情の変化を適切に捉えるように心掛ける。
 - 同年代の仲間との関わりを好み、大人に頼らず活動しようとする、他の子どもの視線や評価に敏感になるなど、大人に対する見方や自己と他者への意識や感情の発達的特徴の理解に基づいた関わりをする。
- (3) おおむね11歳～12歳の子どもへの配慮
- 大人から一層自立的になるとともに、子ども同士の個人的な関係を大切にするようになるなどの発達的特徴を理解することに努め、信頼に基づく関わりを心掛ける。
 - ある程度、計画性のある生活を営めるようになる時期であることを尊重し、子ども自身が主体的な遊びや生活ができるような関係を大切にする。
 - 思春期・青年期の発達的特徴が芽生えることを考慮し、性的発達を伴う身体的発育と心理的発達の変化について理解し、適切な対応をする。
- (4) 遊びと生活における関わりへの配慮
- 子どもの遊びへの関わりは、安全の確保のような間接的なものから、大人が自ら遊びを楽しむ姿を見せるというような直接的なものまで、子どもの発達や状況に応じた柔軟なものであることが求められる。また、その時々の子どもの体調や気分によって、遊びの選択や子ども同士の関わり方が異なることを理解することも必要である。
- 子どもは時に大人の指示を拒んだり、反抗的に見える態度をとったりすることもある。子どもの言動の背景を理解することが求められる。
- 子どもが放課後児童クラブの中でお互いの役割を理解し合って生活していくためには、子ども同士の中での自律的な関係を認めつつ、一人ひとりの意識や発達の状況にも十分に配慮する必要がある。

第3章 放課後児童クラブにおける育成支援の内容

1. 育成支援の内容

- (1) 放課後児童クラブに通う子どもは、保護者が労働あるいは疾病や介護等により授業の終了後の時間帯（放課後、学校休業日）に子どもの養育ができない状況によって、放課後児童クラブに通うことが必要となっているため、その期間を子どもが自ら進んで通い続けるためには、放課後児童支援員等が保護者と連携して育成支援を行う必要がある。
- (2) 放課後児童クラブは、年齢や発達の状況が異なる多様な子ども達と一緒に過ごす場である。放課後児童支援員等には、それぞれの子どもの発達の特徴や子ども同士の関係を捉えながら適切に関わることで、子どもが安心して過ごせるようにし、一人ひとりと集団全体の生活を豊かにすることが求められる。

- (3) 子どもの発達や養育環境の状況等を把握し、子どもが発達面や養育環境等で固有の援助を必要としている場合には、その援助を適切に行う必要がある。
- (4) 子どもにとって放課後児童クラブが安心して過ごせる生活の場であり、放課後児童支援員等が信頼できる存在であることを前提として、放課後児童クラブにおける育成支援には、主に次のような内容が求められる。
- ① 子どもが自ら進んで放課後児童クラブに通い続けられるように援助する。
 - ・ 放課後児童クラブに通うことについて、その必要性を子どもが理解できるように援助する。
 - ・ 放課後児童支援員等は、子どもの様子を日常的に保護者に伝え、放課後児童支援員等と保護者がお互いに子どもの様子を伝え合えるようにする。
 - ・ 子どもが放課後児童クラブに通うことに関して、学校と情報交換し、連携する。
 - ・ 子どもの遊びや生活の環境及び帰宅時の安全等について、地域の人々の理解と協力が得られるようにする。
 - ② 子どもの出欠席と心身の状態を把握して、適切に援助する。
 - ・ 子どもの出欠席についてあらかじめ保護者からの連絡を確認しておくとともに、連絡なく欠席したり来所が遅れたりした子どもについては速やかに状況を把握して適切に対応する。
 - ・ 子どもの来所時には、子どもが安心できるように迎え入れ、子ども一人ひとりの心身の状態を把握する。
 - ・ 遊びや生活の場面における子どもの状況や体調、情緒等を把握し、静養や気分転換が必要な時には適切に対応する。なお、病気やケガの場合は、速やかに保護者と連絡をとる。
 - ③ 子ども自身が見通しを持って主体的に過ごせるようにする。
 - ・ 子どもが放課後児童クラブでの過ごし方について理解できるようにし、主体的に生活できるように援助する。
 - ・ 放課後児童支援員等は、子ども全体に共通する生活時間の区切りをつくり、柔軟に活用して子どもが放課後の時間を自己管理できるように援助する。
 - ・ 放課後児童クラブにおける過ごし方や生活時間の区切り等は、保護者にも伝えて理解を得ておく。
 - ④ 放課後児童クラブでの生活を通して、日常生活に必要な基本的な生活習慣を習得できるようにする。
 - ・ 手洗いやうがい、持ち物の管理や整理整頓、活動に応じた衣服の着脱等の基本的な生活習慣が身に付くように援助する。
 - ・ 子ども達が集団で過ごすという特性を踏まえて、一緒に過ごす上で求められる協力及び分担や決まりごと等を理解できるようにする。
 - ⑤ 子どもが発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができるようにする。
 - ・ 子ども達が協力し合って放課後児童クラブの生活を維持していくことができるようにする。その際、年齢や発達の状況が異なる子ども達が一緒に生活していることを考慮する。
 - ・ 子どもが仲間関係をつくりながら、自発的に遊びをつくり出すことができるよ

うにする。

- ・ 遊びや生活の中で生じる意見の対立やけんかなどについては、お互いの考え方の違いに気付くこと、葛藤の調整や感情の高ぶりを和らげること等ができるように、適切に援助する。
 - ・ 子どもの間でいじめ等の関係が生じないように配慮するとともに、万一そのような問題が起きた時には早期対応に努め、放課後児童支援員等が協力して適切に対応する。
 - ・ 屋内外ともに子どもが過ごす空間や時間に配慮し、発達段階にふさわしい遊びと生活の環境をつくる。その際、製作活動や伝承遊び、地域の文化にふれる体験等の多様な活動や遊びを工夫することも考慮する。
 - ・ 子どもが宿題、自習等の学習活動を自主的に行える環境を整え、必要な援助を行う。
 - ・ 放課後児童クラブの子ども達が地域の子どもの達と一緒に遊んだり活動したりする機会を設ける。
 - ・ 地域での遊びの環境づくりへの支援も視野に入れ、必要に応じて保護者や地域住民が協力しながら活動に関わることができるようにする。
- ⑥ 子どもが自分の気持ちや意見を表現することができるように援助し、放課後児童クラブの生活に主体的に関わることができるようにする。
- ・ 子ども一人ひとりの放課後児童クラブでの生活状況を把握しながら、子どもの情緒や子ども同士の関係にも配慮し、子どもの意見を尊重する。
 - ・ 子どもが放課後児童支援員等に悩みや相談事も話せるような信頼関係を築く。
 - ・ 行事等の活動では、企画の段階から子どもの意見を反映させる機会を設けるなど、様々な発達の過程にある子どもがそれぞれに主体的に運営に関わることができるように工夫する。
- ⑦ 子どもにとって放課後の時間帯に栄養面や活力面から必要とされるおやつを適切に提供する。
- ・ 発達過程にある子どもの成長にあわせて、放課後の時間帯に必要とされる栄養面や活力面を考慮して、おやつを適切に提供する。おやつの提供に当たっては、補食としての役割もあることから、昼食と夕食の時間帯等を考慮して提供時間や内容、量等を工夫する。
 - ・ おやつの提供に際しては、安全及び衛生に考慮するとともに、子どもが落ちついて食を楽しめるようにする。
 - ・ 食物アレルギーのある子どもについては、配慮すべきことや緊急時の対応等について事前に保護者と丁寧に連絡を取り合い、安全に配慮して提供する。
- ⑧ 子どもが安全に安心して過ごすことができるように環境を整備するとともに、緊急時に適切な対応ができるようにする。
- ・ 子どもが自分で避けることのできない危険に遭遇しないように、遊びと生活の環境について安全点検と環境整備を行う。
 - ・ 子どもが危険に気付いて判断したり、事故等に遭遇した際に被害を最小限にしたりするための安全に関する自己管理能力を身に付けられるように援助する。

- ・ 事故やケガ、災害等の緊急時に子どもの安全が守られるように、対応方針を作成して定期的に訓練を行う。
- ⑨ 放課後児童クラブでの子どもの様子を日常的に保護者に伝え、家庭と連携して育成支援を行う。
 - ・ 放課後児童クラブにおける子どもの様子を日常的に保護者に伝える。
 - ・ 子どもに関する情報を家庭と放課後児童クラブで共有することにより、保護者が安心して子育てと仕事等を両立できるように支援する。

2. 障害のある子どもへの対応

(1) 障害のある子どもの受入れの考え方

- 障害のある子どもについては、地域社会で生活する平等の権利の享受と、包容・参加（インクルージョン）の考え方に立ち、子ども同士が生活を通して共に成長できるよう、障害のある子どもも放課後児童クラブを利用する機会が確保されるための適切な配慮及び環境整備を行い、可能な限り受入れに努める。
- 放課後児童クラブによっては、新たな環境整備が必要となる場合なども考えられるため、受入れの判断については、子ども本人及び保護者の立場に立ち、公平性を保って行われるように判断の基準や手続等を定めることが求められる。
- 障害のある子どもの受入れに当たっては、子どもや保護者と面談の機会を持つなどして、子どもの健康状態、発達の状況、家庭の状況、保護者の意向等を個別に把握する。
- 地域社会における障害のある子どもの放課後の生活が保障されるように、放課後等デイサービス等と連携及び協力を図る。その際、放課後等デイサービスと併行利用している場合には、放課後等デイサービス事業所と十分な連携を図り、協力できるような体制づくりを進めていくことが求められる。

(2) 障害のある子どもの育成支援に当たっての留意点

- 障害のある子どもが、放課後児童クラブでの子ども達との生活を通して共に成長できるように、見通しを持って計画的な育成支援を行う。
- 継続的な育成支援を行うために、障害のある子ども一人ひとりについて放課後児童クラブでの状況や育成支援の内容を記録する。
- 障害のある子どもの育成支援についての事例検討を行い、研修等を通じて、障害について理解する。
- 障害のある子どもの特性を踏まえた育成支援の向上のために、地域の障害児関係の専門機関等と連携して、相談できる体制をつくる。その際、保育所等訪問支援、障害児等療育支援事業や巡回支援専門員整備事業の活用等も考慮する。
- 障害のある子どもの育成支援が適切に図られるように、個々の子どもの状況に応じて環境に配慮するとともに、職員配置、施設や設備の改善等についても工夫する。
- 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 23 年法律第 79 号）の理念に基づいて、障害のある子どもへの虐待の防止に努めるとともに、防止に向けての措置を講ずる。

3. 特に配慮を必要とする子どもへの対応

(1) 児童虐待への対応

- 放課後児童支援員等は、児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)に基づき児童虐待の早期発見の努力義務が課されていることを踏まえ、子どもの状態や家庭の状況の把握により、保護者に不適切な養育等が疑われる場合には、市町村(特別区を含む。以下同じ。)や関係機関と連携し、法第25条の2第1項に規定する要保護児童対策地域協議会で協議するなど、適切に対応することが求められる。
- 児童虐待が疑われる場合には、放課後児童支援員等は各自の判断だけで対応することは避け、放課後児童クラブの運営主体の責任者と協議の上で、市町村又は児童相談所に速やかに通告し、関係機関と連携して放課後児童クラブとして適切な対応を図らなければならない。

(2) 特別の支援を必要とする子どもへの対応

- 放課後児童支援員等は、子どもの家庭環境についても配慮し、家庭での養育について特別の支援が必要な状況を把握した場合には、子どもと保護者の安定した関係の維持に留意しつつ、市町村や関係機関と連携して適切な支援につなげるように努める。
- 放課後児童クラブでの生活に特に配慮を必要とする子どもの支援に当たっては、保護者、市町村、関係機関と情報交換を行い、連携して適切な育成支援に努める。

(3) 特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たっての留意事項

- 特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たっては、子どもの利益に反しない限りにおいて、保護者や子どものプライバシーの保護、業務上知り得た事柄の秘密保持に留意する。

4. 保護者との連携

(1) 保護者との連絡

- 子どもの出欠席についてあらかじめ保護者からの連絡を確認しておく。
- 放課後児童クラブにおける子どもの遊びや生活の様子を日常的に保護者に伝え、子どもの状況について家庭と放課後児童クラブで情報を共有する。
- 保護者への連絡については、連絡帳を効果的に活用することが必要である。その他、保護者の迎えの際の直接の連絡、通信、保護者会、個人面談等の様々な方法を有効に活用する。

(2) 保護者からの相談への対応

- 放課後児童支援員等は、育成支援を通じて保護者との信頼関係を築くことに努めるとともに、子育てのこと等について保護者が相談しやすい雰囲気づくりを心掛ける。
- 保護者から相談がある場合には、保護者の気持ちを受け止め、相互の信頼関係を基本に保護者の自己決定を尊重して対応する。また、必要に応じて市町村や関係機関と連携する。

(3) 保護者及び保護者組織との連携

- 放課後児童クラブの活動を保護者に伝えて理解を得られるようにするとともに、保護者が活動や行事に参加する機会を設けるなどして、保護者との協力関係をつくる。
- 保護者組織と連携して、保護者が互いに協力して子育ての責任を果たせるように支援する。

5. 育成支援に含まれる職務内容と運営に関わる業務

(1) 育成支援に含まれる職務内容

放課後児童クラブにおける育成支援に係る職務内容には、次の事項が含まれる。

- 子どもが放課後児童クラブでの生活に見通しを持てるように、育成支援の目標や計画を作成し、保護者と共通の理解を得られるようにする。
- 日々の子どもの状況や育成支援の内容を記録する。
- 職場内で情報を共有し事例検討を行って、育成支援の内容の充実、改善に努める。
- 通信や保護者会等を通して、放課後児童クラブでの子どもの様子や育成支援に当たって必要な事項を、定期的かつ同時にすべての家庭に伝える。

(2) 運営に関わる業務

放課後児童クラブの運営に関わる業務として、次の取り組みも必要とされる。

- ・ 業務の実施状況に関する日誌（子どもの出欠席、職員の服務に関する状況等）
- ・ 運営に関する会議や打合せ、申合せや引継ぎ
- ・ おやつ発注、購入等
- ・ 遊びの環境と施設の安全点検、衛生管理、清掃や整理整頓
- ・ 保護者との連絡調整
- ・ 学校との連絡調整
- ・ 地域の関係機関、団体との連絡調整
- ・ 会計事務
- ・ その他、事業運営に関する記録

第4章 放課後児童クラブの運営

1. 職員体制

- (1) 放課後児童クラブには、年齢や発達状況が異なる子どもを同時にかつ継続的に育成支援を行う必要があること、安全面での管理が必要であること等から、支援の単位ごとに2人以上の放課後児童支援員(基準第10条第3項各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したもの)を置かなければならない。ただし、そのうち1人は、補助員(放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者)に代えることができる。
- (2) 放課後児童支援員等は、支援の単位ごとに育成支援を行わなければならない。なお、放課後児童クラブを利用する子どもが20人未満の場合で、放課後児童支援員のうち1人を除いた者又は補助員が同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事している場合等は、この限りではない。

- (3) 子どもとの安定的、継続的な関わりが重要であるため、放課後児童支援員の雇用に当たっては、長期的に安定した形態とすることが求められる。
- (4) 放課後児童支援員等の勤務時間については、子どもの受入れ準備や打合せ、育成支援の記録作成等、開所時間の前後に必要な時間を前提として設定されることが求められる。

2. 子ども集団の規模（支援の単位）

- (1) 放課後児童クラブの適切な生活環境と育成支援の内容が確保されるように、施設設備、職員体制等の状況を総合的に勘案し、適正な子ども数の規模の範囲で運営することが必要である。
- (2) 子ども集団の規模（支援の単位）は、子どもが相互に関係性を構築したり、1つの集団としてまとまりをもって共に生活したり、放課後児童支援員等が個々の子どもと信頼関係を築いたりできる規模として、おおむね40人以下とする。

3. 開所時間及び開所日

- (1) 開所時間及び開所日については、保護者の就労時間、学校の授業の終了時刻その他の地域の実情等を考慮して、当該放課後児童クラブごとに設定する。
- (2) 開所時間については、学校の授業の休業日は1日につき8時間以上、学校の授業の休業日以外の日は1日につき3時間以上の開所を原則とする。なお、子どもの健全育成上の観点にも配慮した開所時間の設定が求められる。
- (3) 開所する日数については、1年につき250日以上を原則として、保護者の就労日数、学校の授業の休業日その他の地域の実情等を考慮して、当該放課後児童クラブごとに設定する。
- (4) 新1年生については、保育所との連続性を考慮し、4月1日より受け入れを可能にする必要がある。

4. 利用の開始等に関わる留意事項

- (1) 放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童クラブの利用の募集に当たり、適切な時期に様々な機会を活用して広く周知を図ることが必要である。その際には、利用に当たっての留意事項の明文化、入所承認の方法の公平性の担保等に努める必要がある。
- (2) 放課後児童クラブの利用を希望する保護者等に対しては、必要な情報を提供することが求められる。
- (3) 利用の開始に当たっては、説明会等を開催し、利用に際しての決まり等について説明することが求められる。
- (4) 特に新1年生の環境変化に配慮して、利用の開始の前に、子どもや家庭の状況、保護者のニーズ及び放課後児童クラブでの過ごし方について十分に保護者等と情報交換することが求められる。
- (5) 子どもが放課後児童クラブを退所する場合には、その子どもの生活の連続性や家庭の状況に配慮し、保護者等からの相談に応じて適切な支援への引き継ぎを行う。

5. 運営主体

- (1) 放課後児童健全育成事業は、市町村が行うこととし、放課後児童クラブの運営については、育成支援の継続性という観点からも、安定した経営基盤と運営体制を有し、子どもの健全育成や地域の実情についての理解を十分に有する主体が、継続的、安定的に運営することが求められる。
- (2) 放課後児童クラブの運営主体は、次の点に留意して運営する必要がある。
 - 子どもの人権に十分配慮するとともに、一人ひとりの人格を尊重して、その運営を行う。
 - 地域社会との交流及び連携を図り、子どもの保護者及び地域社会に対し、放課後児童クラブの運営の内容を適切に説明するように努める。
 - 放課後児童クラブの運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表するように努める。
 - 子どもや保護者の国籍、信条又は社会的身分による差別的な扱いをしない。
 - 放課後児童クラブごとに事業の運営についての重要事項（①事業の目的及び運営の方針、②職員の職種、員数及び職務の内容、③開所時間及び開所日、④育成支援の内容及び利用料、⑤定員、⑥事業の実施地域、⑦事業の利用に当たっての留意事項、⑧緊急時等における対応方法、⑨非常災害対策、⑩虐待の防止のための措置に関する事項、⑪その他事業の運営に関する重要事項）に関する運営規程を定め、また、職員、財産、収支及び利用者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備する。
 - 放課後児童クラブの運営主体に変更が生じる場合には、育成支援の継続性が保障され、子どもへの影響が最小限に抑えられるように努めるとともに、保護者の理解が得られるように努める必要がある。

6. 労働環境整備

- (1) 放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童支援員等の労働実態や意向を把握し、放課後児童支援員等が健康で意欲を持って就業できるように、労働環境の整備に努める必要がある。
- (2) 放課後児童支援員等の健康管理や放課後児童クラブとしての衛生管理の観点から、健康診断等の実施が必要である。
- (3) 放課後児童支援員等が、業務中あるいは通勤途上で災害等にあつた場合の補償を行うため、事業主として労災保険に加入しておくことが必要である。また、必要に応じて厚生保険や雇用保険にも加入しておくことが求められる。

7. 適正な会計管理及び情報公開

- (1) 利用料等の徴収、管理及び執行に当たっては、定期的な検査や決算報告を行い、適正な会計管理を行うことが必要である。
- (2) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第75条第1項の規定に基づき、福祉サービスを利用しようとする者が適切かつ円滑にこれを利用できるように、社会福祉事業を運営する事業者には、事業の内容に関する情報の提供についての努力義務が課せられている。このため、放課後児童クラブの運営主体は、会計処理や運営状況について、保

護者や地域社会に対して情報公開することが求められる。

第5章 学校及び地域との関係

1. 学校との連携

- (1) 子どもの生活の連続性を保障するために、情報交換や情報共有、職員同士の交流等によって学校との連携を積極的に図る。
- (2) 学校との情報交換や情報共有は日常的、定期的に行い、その実施に当たっては、個人情報保護や秘密の保持についてあらかじめ取り決めておく。
- (3) 子どもの遊びと生活の場を広げるために、学校の校庭、体育館や余裕教室等を利用できるように連携を図る。

2. 保育所、幼稚園等との連携

- (1) 新1年生については、子どもの発達と生活の連続性を保障するために、保育所、幼稚園等と子どもの状況について情報交換や情報共有を行う。
- (2) 保育所、幼稚園等との子ども同士の交流、職員同士の交流等を行う。

3. 地域、関係機関との連携

- (1) 放課後児童クラブに通う子どもの生活について地域の協力が得られるように、自治会・町内会や民生委員・児童委員（主任児童委員）等の地域組織や子どもに関わる関係機関等と情報交換や情報共有、相互交流を図る。
- (2) 地域住民の理解を得ながら、地域の子どもの健全育成の拠点である児童館やその他地域の公共施設等を積極的に活用し、放課後児童クラブの子どもの活動と交流の場を広げる。
- (3) 事故、犯罪、災害等から子どもを守るため、地域住民と連携、協力して子どもの安全を確保する取り組みを行う。
- (4) 子どもの病気やケガ、事故等に備えて、日常から地域の保健医療機関等と連携を図る。

4. 学校、児童館を活用して実施する放課後児童クラブ

- (1) 学校施設を活用して実施する放課後児童クラブ
 - 学校施設を活用する場合には、放課後児童クラブの運営主体が責任をもって管理運営に当たるとともに、施設の使用に当たって学校や関係者の協力が得られるように努める。
 - 「放課後子ども総合プラン」に基づき、放課後子供教室と一体的に実施する場合は、放課後児童クラブに通う子どもの生活の場としての機能を十分に担保し、育成支援の環境に配慮する。なお、放課後子供教室への参加に当たっては、体調や帰宅時刻等の理由から参加できない子どもがいることも考慮する。
 - 放課後子供教室の企画内容や準備等について、円滑な協力ができるように放課後子供教室との打合せを定期的に行い、学校区ごとに設置する協議会に参加するなど

関係者間の連携を図る。

(2) 児童館を活用して実施する放課後児童クラブ

- 児童館の中で放課後児童クラブを実施する場合は、放課後児童クラブに通う子どもの育成支援の環境及び水準が担保されるようにする。
- 児童館に来館する子どもと放課後児童クラブに在籍する子どもが交流できるように、遊びや活動に配慮する。
- 放課後児童クラブの活動は、児童館内に限定することなく近隣の環境を活用する。

第6章 施設及び設備、衛生管理及び安全対策

1. 施設及び設備

(1) 施設

- 放課後児童クラブには、子どもが安全に安心して過ごし、体調の悪い時等に静養することができる生活の場としての機能と、遊び等の活動拠点としての機能を備えた専用区画が必要である。
- 専用区画の面積は、子ども1人につきおおむね1.65㎡以上を確保することが求められる。
- 室内のレイアウトや装飾、採光等にも配慮し、子どもが心地よく過ごせるように工夫することも求められる。
- 子どもの遊びを豊かにするため、屋外遊びを行う場所を確保することが求められる。その際、学校施設や近隣の児童遊園・公園、児童館等を有効に活用する。
- 子どもの遊び及び生活の場の他に、放課後児童支援員等が事務作業や更衣ができるスペース等も求められる。

(2) 設備、備品等

- 衛生及び安全が確保された設備を備え、子どもの所持品を収納するロッカーや子どもの生活に必要な備品、遊びを豊かにするための遊具及び図書を備える。
- 年齢に応じた遊びや活動ができるように空間や設備、備品等を工夫する。

2. 衛生管理及び安全対策

(1) 衛生管理

- 手洗いやうがいを励行するなど、日常の衛生管理に努める。また、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行い、適切に使用する。
- 施設設備やおやつ等の衛生管理を徹底し、食中毒の発生を防止する。
- 感染症の発生状況について情報を収集し、予防に努める。感染症の発生や疑いがある場合は、必要に応じて市町村、保健所等に連絡し、必要な措置を講じて二次感染を防ぐ。
- 感染症や食中毒等の発生時の対応については、市町村や保健所との連携のもと、あらかじめ放課後児童クラブとしての対応方針を定めておくとともに、保護者と共有しておく。

(2) 事故やケガの防止と対応

- 日常の遊びや生活の中で起きる事故やケガを防止するために、室内及び屋外の環境の安全性について毎日点検し、必要な補修等を行う。これには、遠足等行事の際の安全点検も含まれる。
- 事故やケガの防止に向けた対策や発生時の対応に関するマニュアルを作成し、マニュアルに沿った訓練又は研修を行い、放課後児童支援員等の間で共有する。
- 放課後児童支援員等は、子どもの年齢や発達の状況を理解して、子どもが自らの安全を守るための行動について学習し、習得できるように援助する。
- おやつの提供に際して、食物アレルギー事故、窒息事故等を防止するため、放課後児童支援員等は応急対応について学んでおく。
- 事故やケガが発生した場合には、速やかに適切な処置を行うとともに、子どもの状況等について速やかに保護者に連絡し、運営主体及び市町村に報告する。
- 放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童支援員等及び子どもに適切な安全教育を行うとともに、発生した事象事例や事故につながりそうな事例の情報を収集し、分析するなどして事故防止に努める。
- 放課後児童クラブの運営主体は、必ず損害賠償保険に加入し、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。また、傷害保険等に加入することも必要である。

(3) 防災及び防犯対策

- 放課後児童クラブの運営主体は、市町村との連携のもとに災害等の発生に備えて具体的な計画及びマニュアルを作成し、必要な施設設備を設けるとともに、定期的に(少なくとも年2回以上)訓練を行うなどして迅速に対応できるようにしておく。また、外部からの不審者等の侵入防止のための措置や訓練など不測の事態に備えて必要な対応を図る。
- 市町村や学校等関係機関と連携及び協力を図り、防災や防犯に関する訓練を実施するなど、地域における子どもの安全確保や安全点検に関する情報の共有に努める。
- 災害等が発生した場合には、子どもの安全確保を最優先にし、災害等の状況に応じた適切な対応をとる。
- 災害等が発生した際の対応については、その対応の仕方を事前に定めておくとともに、緊急時の連絡体制を整備して保護者や学校と共有しておく。

(4) 来所及び帰宅時の安全確保

- 子どもの来所や帰宅の状況について、必要に応じて保護者や学校と連絡を取り合って安全を確保する。
- 保護者と協力して、地域組織や関係機関等と連携した、安全確保のための見守り活動等の取り組みを行う。

第7章 職場倫理及び事業内容の向上

1. 放課後児童クラブの社会的責任と職場倫理

- (1) 放課後児童クラブには、社会的信頼を得て育成支援に取り組むことが求められる。また、放課後児童支援員等の言動は子どもや保護者に大きな影響を与えるため、放課

後児童支援員等は、仕事を進める上での倫理を自覚して、育成支援の内容の向上に努めなければならない。

(2) 放課後児童クラブの運営主体は、法令を遵守するとともに、次の事項を明文化して、すべての放課後児童支援員等が職場倫理を自覚して職務に当たるように組織的に取り組む。

- 子どもや保護者の人権に十分配慮するとともに、一人ひとりの人格を尊重する。
- 児童虐待等の子どもの心身に有害な影響を与える行為を禁止する。
- 国籍、信条又は社会的な身分による差別的な扱いを禁止する。
- 守秘義務を遵守する。
- 関係法令に基づき個人情報適切に取り扱い、プライバシーを保護する。
- 保護者に誠実に対応し、信頼関係を構築する。
- 放課後児童支援員等が相互に協力し、研鑽を積みながら、事業内容の向上に努める。
- 事業の社会的責任や公共性を自覚する。

2. 要望及び苦情への対応

- (1) 要望や苦情を受け付ける窓口を設置し、子どもや保護者等に周知する。
- (2) 苦情対応については、市町村と放課後児童クラブの運営主体が連携して、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員の設置や、解決に向けた手順の整理等を行い、その仕組みについて子どもや保護者等にあらかじめ周知する。
- (3) 子どもや保護者等からの要望や苦情に対しては、迅速かつ適切に、誠意を持って対応する。
- (4) 要望や苦情については、その内容や対応について職員間で共有することにより、事業内容の向上に生かす。

3. 事業内容向上への取り組み

(1) 職員集団のあり方

- 放課後児童支援員等は、会議の開催や記録の作成等を通じた情報交換や情報共有を図り、事例検討を行うなど相互に協力して自己研鑽に励み、事業内容の向上を目指す職員集団を形成する。
- 放課後児童支援員等は、子どもや保護者を取り巻くさまざまな状況に関心を持ち、育成支援に当たっての課題等について建設的な意見交換を行うことにより、事業内容を向上させるように努める。

(2) 研修等

- 放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童支援員等のための職場内での教育訓練や研修のみならず、職場を離れての研修の機会を確保し、その参加を保障する必要がある。
- 放課後児童支援員等は、研修等を通じて、必要な知識及び技能の習得、維持及び向上に努める。
- 放課後児童クラブの運営主体には、職員が自発的、継続的に研修に参加できるよ

うに、研修受講計画を策定し、管理するなどの環境を整備していくとともに、職員の自己研鑽、自己啓発への時間的、経済的な支援や情報提供も含めて取り組んでいくことが求められる。

(3) 運営内容の評価と改善

- 放課後児童クラブの運営主体は、その運営の内容について自己評価を行い、その結果を公表するように努める。評価を行う際には、子どもや保護者の意見を取り入れて行うことが求められる。
- 評価の結果については、職員間で共有し、改善の方向性を検討して事業内容の向上に生かす。

策定の必要性

- 放課後児童クラブについては、平成19年に「放課後児童クラブガイドライン」を策定し、運営するに当たって必要な基本的事項を示すことで、各市町村における質の向上を図るための取組を進めてきたところである。
- 平成24年の児童福祉法の改正により、市町村は、国が省令で定める設備及び運営の基準を踏まえて条例で基準を定めなければならないこととされ、国において、平成26年4月に「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）」を策定し、全国的に一定水準の質の確保に向けた取組をより一層進めることとした。
- 平成27年4月からは、省令基準を踏まえて各市町村において策定される条例に基づき、放課後児童クラブが運営されることになるが、その運営の多様性を踏まえつつ、放課後児童クラブにおいて集団の中で子どもに保障すべき生活環境や運営内容の水準を明確化し、事業の安定性及び継続性を確保していくことが必要である。
- このため、現行の放課後児童クラブガイドラインを見直し、国として運営及び設備に関するより具体的な内容を定めた運営指針を策定することとした。

策定及び見直しの3つの視点

① 放課後児童クラブの運営実態の多様性を踏まえ、「最低基準」としてではなく、望ましい方向に導いていくための「全国的な標準仕様」としての性格を明確化

② 子どもの視点に立ち、子どもの最善の利益を保障し、子どもにとって放課後児童クラブが安心して過ごせる生活の場となるように、放課後児童クラブが果たすべき役割を再確認し、その役割及び機能を適切に発揮できるような観点で内容を整理

③ 子どもの発達過程や家庭環境なども考慮して、異なる専門性を有して従事している放課後児童支援員等が子どもとどのような視点で関わるのが求められるのかという共通の認識を得るために必要となる内容を充実

省令基準及び運営指針に沿った一定水準の質を確保した放課後児童クラブの全国展開を図る

「放課後児童クラブ運営指針」策定の経緯及びポイント②

運営指針の4つのポイント

- ① 放課後児童クラブの特性である「子どもの健全な育成と遊び及び生活の支援」を「育成支援」と定義し、その育成支援の基本的な考え方等を第1章の総則に新たに記載
- ② 児童期の発達の特徴を3つの時期区分ごとに整理するとともに、子どもの発達過程を踏まえて集団の中での子ども同士の関わりを大切に育成支援を行う際の配慮すべき事項等を第2章に新たに記載
- ③ 放課後児童クラブにおける「育成支援」の具体的な内容を子どもの立場に立った観点から網羅的に記載するとともに、障害のある子どもや特に配慮を必要とする子どもへの対応については、より具体的な受入れに当たっての考え方や留意すべき点なども加味して、第3章に新たに記載
- ④ 運営主体が留意すべき点として、子どもや保護者の人権への配慮、個人情報や守秘義務の遵守及び事業内容の向上に関する事など、放課後児童クラブの社会的責任と職場倫理等について、第7章に新たに記載

○ 「放課後児童クラブ運営指針」の策定に当たっては、国の調査委託事業の中で、見直しに関する委員会及びWGを設置して検討を行い、平成27年2月に報告書の提出を受け、本報告書の内容等を踏まえ、「放課後児童クラブ運営指針」を策定した。

委員会等のメンバーは、以下のとおり。

(五十音順、敬称略、◎は座長、○はWG座長、*はWGメンバー)

氏名	所属	氏名	所属
秋元 紀子*	文京区男女協働子育て支援部児童青少年課 湯島児童館 主査 育成室担当	佐藤 晃子*	九州産業大学非常勤講師
飯野 美伽*	目黒区子育て支援部子ども家庭課子ども家庭係 母子自立支援員・婦人相談員	田丸 敏高	福山市立大学教育学部児童教育学科教授
岡部 浩	千葉県浦安市こども部青少年課長	中川 一良*	社会福祉法人健光園 京都市北白川児童館館長
尾木 まり*	有限会社エムアンドエムインク 子どもの領域研究所所長	◎野中 賢治*	鎌倉女子大学非常勤講師
小野 さとみ*	東京都町田市南大谷学童保育クラブ 主任指導員	柳澤 邦夫	栃木県上三川町立北小学校長
◎柏女 霊峰	淑徳大学総合福祉学部社会福祉学科教授	<事務局>	
		山岡 由加子*	みずほ情報総研株式会社 社会政策コンサルティング部福祉・労働課 上席課長

「放課後児童クラブ運営指針」の概要①

運営指針の構成

- 第1章から第7章までの構成で、放課後児童クラブにおける育成支援の内容や運営に関する留意すべき事項などを網羅的に記載し、運営していく上での基本的な事項を定めている。
- 各放課後児童クラブは、この運営指針を踏まえ、それぞれの実態に応じて創意工夫を図り、質の向上と機能の充実に努めていく。

第1章 総則

放課後児童クラブ運営指針の趣旨と育成支援の基本的な考え方を示し、全体像を理解できる内容を規定

1. 総則
2. 放課後児童健全育成事業の役割
3. 放課後児童クラブにおける育成支援の基本

第2章 事業の対象となる子どもの発達

児童期(6～12歳)の発達の特徴を3つの時期区分ごとに整理し、育成支援に当たって配慮すべき内容を規定

1. 子どもの発達と児童期
2. 児童期の発達の特徴
3. 児童期の発達過程と発達領域
4. 児童期の遊びと発達
5. 子どもの発達過程を踏まえた育成支援における配慮事項

第3章 放課後児童クラブにおける育成支援の内容

育成支援を行うに当たって子どもが主体的に過ごし、一人ひとりと集団全体の生活を豊かにしていくために必要となる援助の具体的な方法や障害のある子どもなどに適切に対応していくために留意すべきこと、保護者との信頼関係の構築などの内容を規定

1. 育成支援の内容
2. 障害のある子どもへの対応
3. 特に配慮を必要とする子どもへの対応
4. 保護者との連携
5. 育成支援に含まれる職務内容と運営に関わる業務

第4章 放課後児童クラブの運営

省令基準に基づく職員体制や集団の規模等の具体的な内容を規定

1. 職員体制
2. 子どもの集団の規模
3. 開所時間及び開所日
4. 利用の開始等に関わる留意事項
5. 運営主体
6. 労働環境整備
7. 適正な会計管理及び情報公開

第6章 施設及び設備、衛生管理及び安全対策

省令基準に基づく施設及び設備の環境整備と感染症や事故などへの対応方法等の具体的な内容を規定

1. 施設及び設備
2. 衛生管理及び安全対策

第5章 学校及び地域との関係

連携に当たっての情報交換等の必要性や方法等の内容を規定

1. 学校との連携
2. 保育所、幼稚園等との連携
3. 地域、関係機関との連携
4. 学校、児童館を活用して実施する放課後児童クラブ

第7章 職場倫理及び事業内容の向上

運営主体の責務と放課後児童支援員等の倫理意識の自覚、研修等の事業内容向上の取組内容を規定

1. 放課後児童クラブの社会的責任と職場倫理
2. 要望及び苦情への対応
3. 事業内容向上への取り組み

「放課後児童クラブ運営指針」の概要②

運営指針の主な内容

第1章 総則

- 「子どもの健全な育成と遊び及び生活の支援」を「育成支援」と定義し、その基本的考え方として、子どもが安心して過ごせる生活の場としてふさわしい環境を整え、安全面に配慮しながら子どもが自ら危険を回避できるようにしていくとともに、子どもの発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるように、自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等により、子どもの健全な育成を図る。
- 放課後児童クラブの役割として、児童の権利に関する条約の理念に基づき、子どもの最善の利益を考慮して育成支援を推進し、学校や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、保護者と連携して育成支援を行うとともに、その家庭の子育てを支援する役割を担う。

第2章 事業の対象となる子どもの発達

- 放課後児童クラブでは、放課後等に子どもの発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるようにすることが求められるため、放課後児童支援員等は、子どもの発達の特徴や発達過程を理解し、発達の個人差を踏まえて一人ひとりの心身の状態を把握しながら育成支援を行うことが必要である。
- 児童期の発達の主な特徴としては、
 - ・ ものや人に対する興味が広がり、その探求のために自らを律することができるようになる
 - ・ 学校、地域など子どもが関わる環境が広がり、多様な他者との関わりを経験するようになる
 - ・ 集団や仲間での活動する機会が増え、その中で規律と個性を培うとともに、他者と自己の多様な側面を発見できるようになる
- 児童期の発達過程は個人差が大きく、目安として、おおむね6歳～8歳（低学年）、9歳～10歳（中学年）、11歳～12歳（高学年）の3つの時期に区分して捉え、その発達過程を踏まえ、子ども一人ひとりの心身の状態を把握しながら、集団の中で子ども同士の関わりを大切に育成支援を行うことが求められる。

第3章 放課後児童クラブにおける育成支援の内容

- 放課後児童クラブは、年齢や発達の状況が異なる多様な子ども達が一緒に過ごす場であり、放課後児童支援員等には、それぞれの子どもの発達の特徴や子ども同士の関係を捉えながら適切に関わることで、一人ひとりと集団全体の生活を豊かにすることが求められる。
- 育成支援に当たって、放課後児童支援員等に求められる主な内容は以下のとおり。

- ①子どもが自ら進んで放課後児童クラブに通い続けられるようにする援助
- ②子どもの出欠席と心身の状態を把握した適切な援助
- ③子ども自身が見通しを持って主体的に過ごせるようにする援助
- ④日常生活に必要な基本的な生活習慣を習得できるようにする援助
- ⑤子どもが発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができるようにする援助
- ⑥子どもが自分の気持ちや意見を表現できるようにする援助
- ⑦子どもにとって放課後の時間帯に栄養面や活力面から必要とされるおやつの適切な提供
- ⑧子どもが安全に安心して過ごすことができるような環境の整備や緊急時に適切な対応ができるようにする援助
- ⑨放課後児童クラブでの子どもの様子を日常的に保護者に伝え、家庭と連携した育成支援

「放課後児童クラブ運営指針」の概要③

- 障害のある子どもへの対応については、包容・参加(インクルージョン)の考え方に立ち、放課後児童クラブを利用する機会が確保されるように適切な配慮及び環境整備を行い、可能な限り受入れに努めるとともに、放課後児童クラブでの子ども達との生活を通して共に成長できるように、見通しを持って計画的な育成支援を行う。
- 児童虐待が疑われる場合には、放課後児童支援員等は各自の判断だけで対応することは避け、運営主体の責任者と協議の上で、市町村又は児童相談所に速やかに通告し、関係機関と連携して適切な対応を図らなければならない。
- 放課後児童支援員等は、子どもの家庭環境についても配慮し、家庭での養育について特別の支援が必要な状況を把握した場合には、子どもと保護者の安定した関係の維持に留意しつつ、市町村や関係機関と連携して適切な支援につなげるように努める。
- 子どもの遊びや生活の様子を日常的に保護者に伝え、子どもの状況について家庭と情報を共有するとともに、育成支援を通じて保護者との信頼関係を築くことに努める。

第4章 放課後児童クラブの運営

- 放課後児童クラブには、年齢や発達の状況が異なる子どもを同時にかつ継続的に育成支援を行う必要があること、安全面での管理が必要であること等から、支援の単位ごとに2人以上の放課後児童支援員等を置くこととし、その勤務時間については、子どもの受入れ準備や打合せ、育成支援の記録作成等、開所時間の前後に必要な時間を前提として設定されることが求められる。
- 子ども集団の規模(支援の単位)は、子どもが相互に関係性を構築したり、1つの集団としてまとまりをもって共に生活したり、放課後児童支援員等が個々の子どもと信頼関係を築いたりできる規模として、おおむね40人以下とする。
- 開所時間については、学校の授業の休業日は1日につき8時間以上、それ以外の日は1日につき3時間以上、開所日については、1年につき250日以上を原則として、保護者の就労時間、学校の授業の終了時刻その他の地域の実情等を考慮して、当該放課後児童クラブごとに設定するが、新1年生については、保育所との連続性を考慮し、4月1日より受け入れを可能にする必要がある。
- 運営主体は、利用を希望する保護者等に必要な情報を提供するとともに、新1年生の環境変化に配慮して、利用の開始の前に、子どもや家庭の状況、保護者のニーズ及び放課後児童クラブでの過ごし方について十分に保護者等と情報交換することが求められる。
- 運営主体は、放課後児童支援員等の労働実態や意向を把握し、放課後児童支援員等が健康で意欲を持って就業できるように、労働環境の整備に努める必要がある。

第5章 学校及び地域との関係

- 子どもの生活の連続性を保障するために、学校との情報交換や情報共有、職員同士の交流等を、日常的、定期的に積極的に行い、その実施に当たっては、個人情報の保護や秘密の保持についてあらかじめ取り決めておく。
- 新1年生の子ども発達の連続性を保障するために、保育所、幼稚園等と子どもの状況について情報交換や情報共有を行う。

「放課後児童クラブ運営指針」の概要④

- 放課後児童クラブに通う子どもの生活について地域の協力が得られるように、自治会・町内会や民生委員・児童委員(主任児童委員)等の地域組織や子どもに関わる関係機関等と情報交換や情報共有、相互交流を図るとともに、事故、犯罪、災害等から子どもを守るため、地域住民と連携、協力して子どもの安全を確保する取り組みを行う。
- 児童館の中で実施する場合は、放課後児童クラブに通う子どもの育成支援の環境及び水準が担保されるようにする。

第6章 施設及び設備、衛生管理及び安全対策

- 放課後児童クラブには、子どもが安全に安心して過ごし、体調の悪い時等に静養することができる生活の場としての機能と、遊び等の活動拠点としての機能を備えた専用区画が必要であり、その面積は、子ども1人につきおおむね1.65㎡以上を確保し、室内のレイアウトや装飾、採光等にも配慮し、子どもが心地よく過ごせるように工夫することが求められる。
- 衛生及び安全が確保された設備を備え、生活に必要な備品、遊具及び図書を備える。また、日常の衛生管理に努め、医療品を備える。
- 事故やケガを防止するために、室内及び屋外の環境の安全性について毎日点検し、必要な補修等を行うとともに、その防止に向けた対策や発生時の対応に関するマニュアルを作成し、放課後児童支援員等の間で共有する。
- おやつを提供に際して、食物アレルギー事故、窒息事故等を防止するため、放課後児童支援員等は応急対応について学んでおく。
- 運営主体は、市町村との連携のもとに災害等の発生に備えて具体的な計画及びマニュアルを作成し、定期的に(少なくとも年2回以上)訓練を行うなどして適切かつ迅速に対応できるようにしておく。また、外部からの不審者等の侵入防止の措置や訓練などの対応を図る。

第7章 職場倫理及び事業内容の向上

- 運営主体は、社会的信頼を得るとともに、法令を遵守し、子どもや保護者の人権に十分配慮しながら、一人ひとりの人格を尊重するなど、すべての放課後児童支援員等が職場倫理を自覚して職務に当たるように組織的に取り組む必要がある。
- 放課後児童支援員等は、仕事を進める上での倫理を自覚して、育成支援の内容の向上に努めなければならない。
- 子どもや保護者等からの要望や苦情に対しては、迅速かつ適切に、誠意を持って対応し、その内容や対応について職員間で共有する。
- 放課後児童支援員等は、情報交換や情報共有を図り、事例検討を行うなど相互に協力して自己研鑽に励み、育成支援に当たった課題等について意見交換を行うことにより、事業内容を向上させるように努める。
- 運営主体は、職場内での教育訓練や研修のみならず、職場を離れての研修の機会を確保し、その参加を保障するとともに、職員が自発的、継続的に研修に参加できるように、研修受講計画を策定するなどに取り組んでいくことが求められる。
- 運営主体は、その運営の内容について自己評価を行い、その結果を公表するように努め、評価を行う際には、子どもや保護者の意見を取り入れて行うことが求められるとともに、評価の結果については、職員間で共有し、事業内容の向上に生かす。